

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年12月19日
【事業年度】	第21期（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）
【会社名】	株式会社アドバンスクリエイト
【英訳名】	Advance Create Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 濱田 佳治
【本店の所在の場所】	大阪市中央区瓦町三丁目5番7号
【電話番号】	06（6204）1193（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 常務執行役員 村上 浩一
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区瓦町三丁目5番7号
【電話番号】	06（6204）1193（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 常務執行役員 村上 浩一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
売上高 (千円)	7,054,046	7,625,767	7,462,009	7,274,270	7,295,328
経常利益 (千円)	1,052,611	1,258,010	1,107,408	1,143,825	926,536
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	569,344	648,844	655,775	644,168	582,877
包括利益 (千円)	621,724	631,309	709,875	628,625	598,658
純資産額 (千円)	3,952,511	4,062,082	4,352,753	4,810,863	4,566,788
総資産額 (千円)	6,826,783	7,045,802	7,012,198	7,361,177	6,960,949
1株当たり純資産額 (円)	373.34	387.40	415.13	437.70	425.60
1株当たり当期純利益金額 (円)	53.73	61.66	62.57	59.04	54.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	52.75	60.24	60.88	58.82	-
自己資本比率 (%)	57.9	57.6	62.0	65.3	65.5
自己資本利益率 (%)	14.8	16.2	15.6	14.1	12.4
株価収益率 (倍)	14.52	18.91	19.58	20.34	30.35
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,401,678	732,387	489,159	2,155,975	1,031,201
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	246,262	174,184	12,948	450,373	432,376
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	456,340	1,023,912	961,806	554,992	1,217,569
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,115,716	1,000,049	514,457	1,664,506	1,044,937
従業員数 (人)	284	270	273	236	264
(外、平均臨時雇用者数)	(110)	(152)	(146)	(114)	(74)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第21期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社グループの連結売上高のうち、保険代理店手数料収入については、複数年にわたる期間を対象とする保険契約のうち2回目以降手数料の一部について保険会社からの計算結果確認書面の受領が可能である等の条件の下、翌1年の間に回収される手数料額を売上計上しております（以下、かかる確認書面に基づく収益認識を「翌1年基準」とします。）。
- 各期末における、翌1年基準で計上する売掛債権額（税抜）は、17期（平成24年9月期）845,711千円（対象保険会社数：15社）、第18期（平成25年9月期）1,160,202千円（対象保険会社数：16社）、第19期（平成26年9月期）1,269,552千円（対象保険会社数：17社）、第20期（平成27年9月期）628,514千円（対象保険会社数：17社）及び第21期（平成28年9月期）175,860千円（対象保険会社数：19社）であります。なお、第20期及び第21期における売掛債権残高の減少は一部の売掛債権を流動化したことによるものであります。翌1年基準が売上高に与える影響額は当期末と前期末の売掛債権残高の差額部分であり、売掛債権残高（貸借対照表計上額）と売上高（損益計算書計上額）は必ずしも一致するものではありません。
- また、一部の保険会社について、新たに計算結果確認書面の受領が可能となったこと等により2回目以降手数料の一部について翌1年間に受領する手数料額を計上し、その対象範囲を拡大させており、各期において新たに翌1年基準の対象となった保険会社に係る、各期末における翌1年基準で計上する売掛債権額は、第17期（平成24年9月期）116,333千円（新規対象保険会社数：4社）、第18期（平成25年9月期）116,507千円（新規対象保険会社数：1社）、第19期（平成26年9月期）48,371千円（新規対象保険会社数：1社）及び第21期（平成28年9月期）3,426千円（新規対象保険会社数：2社）であります。
- 現時点において、当社の取引保険会社及び取扱保険商品等のうち、当該対象となる保険契約については一部を除き翌1年基準への変更は完了しており、今後においてこれら変更による重大な影響は限定的であるものと考えております。
4. 過年度の当社グループの連結売上高には、当社が保有する一部の保険契約の他社への譲渡に伴うPV収入を計上したものが含まれております。上記期間におけるPV収入の計上額は、第17期（平成24年9月期）2,020千円であります。
- （上記(注)3及び4の詳細につきましては、後述「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。）
5. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
6. 純資産額には、「株式給付信託（J-ESOP）」制度に係る信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式が自己株式として計上されております。但し、平成26年9月30日以前に契約を締結した従業員持株会支援信託ESOPが所有する当社株式については、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、自己資本比率及び自己資本利益率の算出に当たっては、上記の当社株式を自己株式に含めておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成24年 9月	平成25年 9月	平成26年 9月	平成27年 9月	平成28年 9月
営業収益 (千円)	6,862,090	7,313,399	6,911,611	6,629,477	6,426,764
経常利益 (千円)	1,021,907	1,191,849	946,900	1,003,801	611,084
当期純利益 (千円)	544,857	590,202	546,856	530,866	379,113
資本金 (千円)	2,915,314	2,915,314	2,915,314	2,915,314	2,915,314
発行済株式総数 (株)	10,999,100	10,999,100	10,999,100	10,999,100	10,999,100
純資産額 (千円)	3,961,180	4,012,110	4,193,861	4,538,670	4,090,831
総資産額 (千円)	6,708,712	6,798,072	6,685,245	6,729,568	6,109,967
1株当たり純資産額 (円)	374.16	382.63	399.97	412.91	381.20
1株当たり配当額 (円)	35.00	40.00	40.00	42.50	47.50
(うち1株当たり中間配当額)	(15.00)	(20.00)	(20.00)	(20.00)	(22.50)
1株当たり当期純利益金額 (円)	51.42	56.08	52.18	48.66	35.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	50.48	54.79	50.77	48.47	-
自己資本比率 (%)	59.0	59.0	62.7	67.4	66.9
自己資本利益率 (%)	14.1	14.8	13.3	12.2	8.8
株価収益率 (倍)	15.17	20.79	23.48	24.68	46.66
配当性向 (%)	68.1	71.3	76.7	87.3	134.8
従業員数 (人)	284	270	273	236	264
(外、平均臨時雇用者数)	(109)	(152)	(146)	(114)	(74)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成24年9月期期末配当金の内訳 普通配当15円00銭 記念配当5円00銭

3. 平成27年9月期期末配当金の内訳 普通配当20円00銭 記念配当2円50銭

4. 平成28年9月期期末配当金の内訳 普通配当22円50銭 記念配当2円50銭

5. 第21期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 純資産額には、「株式給付信託(J-ESOP)」制度に係る信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式が自己株式として計上されております。但し、平成26年9月30日以前に契約を締結した従業員持株会支援信託ESOPが所有する当社株式については、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、自己資本比率、自己資本利益率及び配当性向の算出に当たっては、上記の当社株式を自己株式に含めておりません。

2【沿革】

平成7年10月	大阪市中央区瓦町に株式会社アドバンスクリエイトを設立。
平成9年5月	本社を大阪市中央区平野町に移転。
平成9年6月	アメリカンファミリー生命保険会社と代理店委託契約を締結。
平成9年9月	ダイレクトマーケティング手法(1)によるテストマーケティングをスタート、現在も採用している業態へ転換。以降、募集費(印刷媒体、ポスティング費用等)のコストパフォーマンスを徹底追及し、ダイレクトマーケティングによる保険通販事業を推進。
平成13年9月	本社を大阪市中央区瓦町に移転。
平成14年4月	大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場(現 東京証券取引所JASDAQスタンダード)へ株式上市。
平成14年6月	株式会社アドバンスメディアマーケティング(現 株式会社保険市場に吸収合併)を設立。
平成15年1月	Webサイト「保険市場(ほけんいちば)」をリニューアルし、それまでの試験的な製作から現在につながる総合サイトに転換。
平成15年5月	自動車保険一括見積りサイト「8798.net」公開開始。
平成16年1月	保険ショップ「保険市場(ほけんいちば)」の全国展開を開始。
平成16年10月	対面販売の強化を図る目的で、100%出資子会社「株式会社アドバンスリスクマネジメント」(現 株式会社アドバンスクリエイトに吸収合併)を設立。
平成16年11月	グループ全体のブランド力の向上を図ることを目的とし、「株式会社 保険市場」(現 連結子会社)を合併で設立。
平成17年1月	女性限定オリジナル商品「女の幸せって何?」(2)を発売。
平成17年3月	貸借銘柄選定発表。
平成17年4月	インシュランスカフェ「保険市場 カフェ・ド・クリエ 神戸ハーバーランド店」開店。 (コラボレーション店舗の展開)(3)
平成17年6月	オリジナル商品第2弾「マグニチュード」(地震保険つき家財専用火災保険)(2)販売開始を発表。
平成17年7月	福井コールセンターの業務開始。
平成18年3月	あいおい損害保険株式会社(4)と新損害保険会社設立発表。
平成18年4月	株式会社イメージの保険代理店部門の事業を譲受。
平成18年5月	あいおい損害保険株式会社(4)と、新損害保険会社設立に向けた「業務提携契約書」の締結及び「新損保・設立準備会社」を共同設置。
平成20年1月	「保険市場」NTTドコモiモードの公式サイトとしてサービスを開始。
平成20年4月	あいおい損害保険株式会社(4)との取り組みの結果、アドリック損害保険株式会社開業。「保険市場」商標登録。
平成20年11月	「Advance Create Reinsurance Incorporated」(現 連結子会社)の再保険業の認可取得。
平成23年6月	アドリック損害保険株式会社をあいおいニッセイ同和損害保険株式会社へ吸収統合。
平成24年8月	プライバシーマーク取得。
平成24年8月	訪問相談サービスのインターネット予約開始。
平成24年8月	ライフプラン診断・医療編提供開始。
平成25年4月	営業体制の充実を目的に販売拠点を11支店に集約。
平成25年4月	Yahoo! JAPAN ID、Microsoft アカウントとの連携開始。
平成25年7月	保険市場著名人によるコラム「一聴一積」掲載開始。
平成25年7月	無料 iPhone アプリケーション 保険市場 配信開始。
平成25年8月	イー・ガーディアン株式会社と協業で保険募集サイトの監視サービスを開始。
平成25年8月	東京支店、横浜支店リニューアルオープン。
平成25年8月	保険市場 パラパラ漫画「約束」の配信開始。
平成25年9月	コーポレートサイト全面リニューアル。
平成25年11月	保険市場コラム「夢をかなえるお金の習慣」掲載開始。
平成26年3月	パラパラ漫画「約束」Web動画活用キャンペーン(2013年10~12月)トップ10において、第2位に選出。
平成26年4月	保険市場スマートフォン版にて 個人年金保険シミュレーション サービス提供開始。
平成27年10月	創立20周年を迎える。
平成27年10月	東京証券取引所市場第二部へ市場変更。
平成28年7月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。

- (1) プロモーション活動及び当該活動によって開拓した見込顧客に対して行うダイレクトメールの送付等による保険募集について、当社では「ダイレクトマーケティング手法」という用語を使用しております。
- (2) 現在は販売を終了しております。
- (3) 現在は営業を終了しております。
- (4) 現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社。

3【事業の内容】

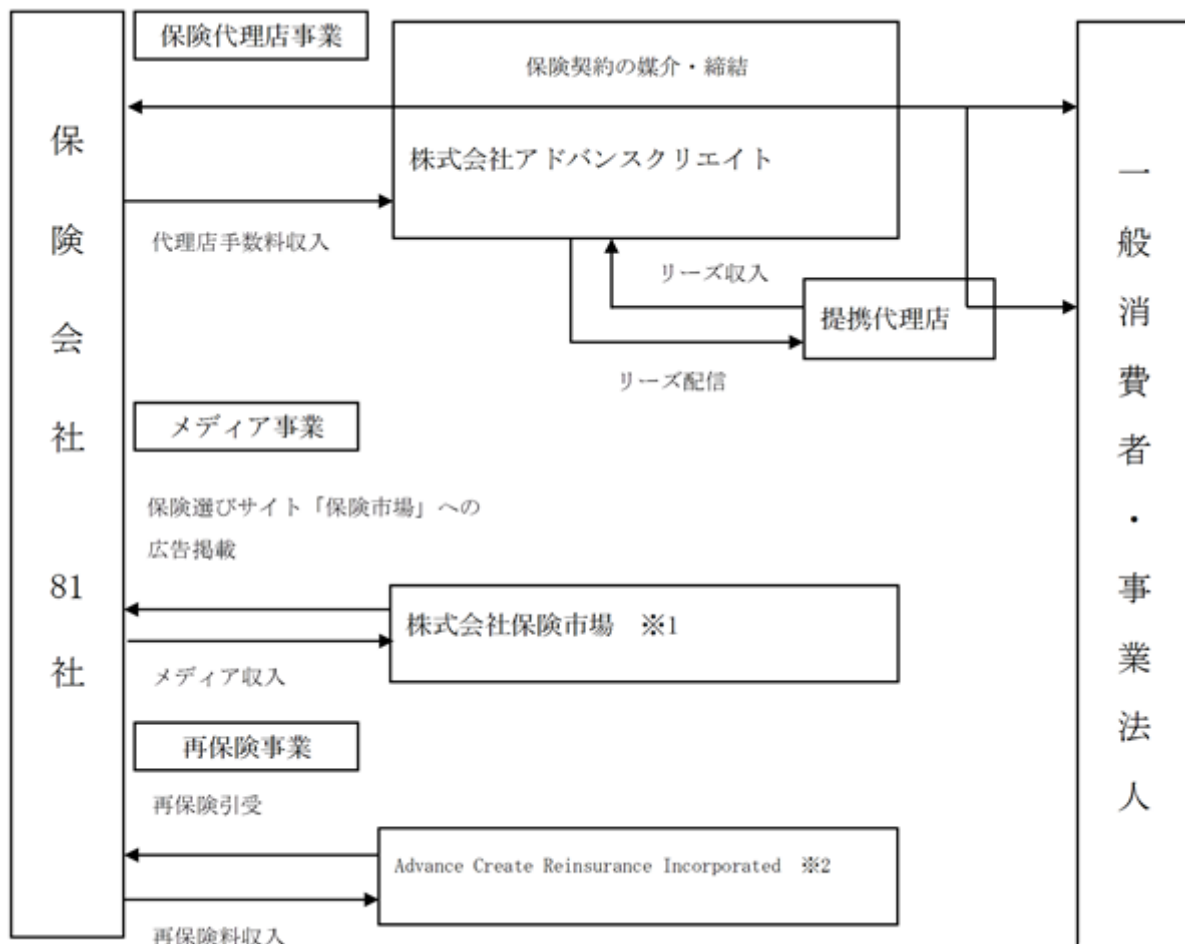
当社グループは、株式会社アドバンスクリエイト（以下、「当社」という。）及び子会社2社（株式会社保険市場、Advance Create Reinsurance Incorporated）により構成されております。

当社グループは、「お客様が最適・快適な購買環境で、簡単便利に保険を購入いただく」ことを基本方針とし、あらゆる保険ニーズに対応できるプラットフォーム戦略を推進してまいりました。

当社では、全国から保険契約希望者を募集する非対面の通信販売に加え、コンサルティングプラザ「保険市場（ほけんいちば）」を三大都市圏のターミナルを中心に outlets 対面販売の強化を図るとともに、本社に設置した大阪コンタクトセンターから資料請求者へのアプローチを行うことによりWebプロモーションとのシナジー効果を生み出しております。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの名称を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」をご参照ください。

事業の系統図は、次の通りであります。



(注) 子会社は全て出資比率100%であります。

- 1 株式会社保険市場は、当社の統一ブランドであります「保険市場」（平成20年4月商標登録）の商標管理及びWeb広告等のメディア事業を行っております。
- 2 Advance Create Reinsurance Incorporatedは再保険会社として、米国ハワイ州において平成20年11月に再保険事業免許を取得し、平成21年3月より営業を開始しております。

(1) 保険代理店事業について

当社は「保険市場（ほけんいちば）」を統一ブランドとし、Webを中心としたプロモーション活動によりお客様の保険ニーズ情報を収集しております。この情報力を基盤として、通信販売、対面販売、ネット完結型保険の販売、他代理店との共同募集など多様なチャネルを通じた保険募集活動を推進しております。

営業収益の主な内容は以下の通りであります。

保険代理店手数料収入：保険契約の媒介及び代理行為に伴い、各保険会社との手数料規程に基づき発生する収入。

ボーナス収入：保険契約の媒介及び代理行為に伴い、各保険会社とのボーナス規程等に基づき発生する収入。

MC (Marketing Cost) 収入：保険会社によるマーケティングコストの負担収入及び広告収入等。

リーズ収入：保有する申込み履歴情報の共同利用における提携代理店による情報取得費用負担収入。

PV (Present Value) 収入：保有する保険契約について将来発生する代理店手数料収入の割引現在価値を対価として、他の保険会社・保険代理店へ譲渡した場合に発生する収入。

(2) メディア事業について

当社運営の保険選びサイトである「保険市場（ほけんいちば）」は、サイトへの訪問者数の規模から、当社のみならず取扱保険会社にとりましてもセールスプロモーションに有効な広告媒体となっております。当社グループの広告営業を担う株式会社保険市場は、当社が代理店契約を締結している保険会社各社をはじめとし、外部クライアントに対し同サイトへの出稿等の営業活動を行っております。

売上高の主な内容は、保険選びサイト「保険市場（ほけんいちば）」を媒体としたメディア事業による収入であります。

(3) 再保険事業について

当社が保険代理店として獲得した保険契約をベースとし、保険会社各社から再保険としてAdvance Create Reinsurance Incorporatedに出再いただくというスキームを推進しており、当社グループの収益源の多様化を担う事業として位置づけております。

売上高の内容は、保険会社からの再保険料収入であります。

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
株式会社保険市場 (注) 2	大阪市中央区	90,000	メディア事業	100.0	当社の保険選びサイト「保険市場（ほけんいちば）」への広告営業をしております。 管理業務を受託しております。 役員兼務あり。
Advance Create Reinsurance Incorporated	米国ハワイ州	219,040	再保険事業	100.0	債務保証をしております。 役員兼務あり。

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 株式会社保険市場については、売上高（連結会社間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	917百万円
(2) 経常利益	223百万円
(3) 当期純利益	144百万円
(4) 純資産額	431百万円
(5) 総資産額	703百万円

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
保険代理店事業	264	(74)
メディア事業	-	(-)
再保険事業	-	(-)
合計	264	(74)

(注) 1. 従業員数は、就業人員(契約社員を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. メディア事業及び再保険事業は、株式会社アドバンスクリエイトの役員及び従業員が兼務しております。

(2) 提出会社の状況

平成28年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
264	33歳11カ月	5年11カ月	5,988

セグメントの名称	従業員数(人)	
保険代理店事業	264	(74)
メディア事業	-	(-)
再保険事業	-	(-)
合計	264	(74)

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、契約社員を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておられません。なお、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度（平成27年10月1日～平成28年9月30日）におけるわが国経済は、政府の経済対策や日銀による金融緩和策により、企業業績や所得・雇用環境は緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、新興国経済の景気減速や世界的な地政学リスクの高まりによる為替市場の不安定化と急速な円高の進行等により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いており、消費者マインドも低迷したままであります。

保険業界におきましては、マイナス金利政策の影響により、貯蓄性保険商品の販売停止や、代理店手数料料率の低下、改正保険業法に対応した管理強化等、引き続き厳しい営業環境が続いております。

このような状況の下、当社グループは、保険流通改革のパイオニア企業として国内最大級の保険選びサイト「保険市場（ほけんいちば）」を主軸とする「Web to Call to Real」（1）の一気通貫型サービスにより、お客様のあらゆる保険ニーズに対応できるプラットフォーム戦略を推進してまいりました。

国内最大級の保険選びサイト「保険市場（ほけんいちば）」は、保険情報のディストリビューターとしてさらなるお客様のユーザビリティ向上と、保険会社各社との連携強化のための進化を追求しております。

PC・スマートフォン・タブレットを含めたあらゆるデバイスを通じた保険の比較・申込サービスの拡充を推進するために、きめ細かいSEO施策を講じ、SNSやキュレーションサイトを活用した効果的なWebマーケティングによりコスト効率の向上を図りつつ、保険に対するニーズに着実にアプローチしております。

また、当社独自開発の顧客管理システムを活用したCRM戦略（2）の一環として協業提携先とのネットワーク化を進め、万全の顧客管理と保全管理体制を構築しながら、全国の個人・法人の保険ニーズに対応しております。

さらに、ガバナンス体制およびコンプライアンス体制の充実や情報セキュリティ体制の強化を継続し、平成28年5月施行の改正保険業法に対応した保険募集管理態勢の強化に全社的に取り組み、管理体制面においても積極的に経営資源を投下しております。

一方、メディア事業におきましては、保険選びサイト「保険市場（ほけんいちば）」の価値向上に伴い、広告メディア関連の売上が好調に推移いたしました。

かかる経営環境の下、当社は平成27年10月4日に創立二十周年を迎えるとともに、同10月16日をもって東京証券取引所ジャスダック(スタンダード)から東京証券取引所市場第二部へ市場変更し、さらに平成28年7月22日をもって同市場第一部銘柄に指定されました。これを機に、今一度創業の精神に立ちかえり、地域・社会に貢献し信頼される企業として邁進してまいります。

以上の結果、売上高は、7,295百万円（前期比0.3%増）、営業利益は、954百万円（前期比17.3%減）、経常利益は926百万円（前期比19.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は582百万円（前期比9.5%減）となりました。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

（単位：百万円、前期比％）

	連結ベース		単体ベース	
売上高・営業収益	7,295	100.3	6,426	96.9
営業利益	954	82.7	630	61.8
経常利益	926	81.0	611	60.9
親会社株主に帰属する当期純利益・当期純利益	582	90.5	379	71.4

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来「広告代理店事業」というセグメント名称で表記していた同事業について、より事業内容に即した「メディア事業」という名称に変更しております。当該変更はセグメントの名称変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

保険代理店事業におきましては、営業収益は6,426百万円（前期比3.1%減）、営業利益は630百万円（前期比38.2%減）となりました。

メディア事業におきましては、売上高は917百万円（前期比159.4%増）、営業利益は222百万円（前期比190.7%増）となりました。

再保険事業におきましては、売上高は638百万円（前期比14.8%増）、営業利益は99百万円（前期比80.5%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローの収入1,031百万円があったものの、投資活動によるキャッシュ・フローの支出432百万円及び財務活動によるキャッシュ・フローの支出1,217百万円により、619百万円減少し、1,044百万円となりました。

当連結会計年度中における各キャッシュ・フローは、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度は、売上債権の減少（債権流動化を含む）により631百万円の収入があり、営業活動により獲得した資金は1,031百万円（前連結会計年度は2,155百万円の収入）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は、無形固定資産の取得による支出296百万円等があり、432百万円（前連結会計年度は450百万円の支出）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果使用した資金は、配当金の支払額492百万円及び自己株式の取得による支出349百万円等があり、1,217百万円（前連結会計年度は554百万円の支出）となりました。

1 「Web to Call to Real」

保険選びサイト「保険市場」等の運営をポータル（入口）とし、そこでの保険情報の提供や商品比較・資料請求を起点とした通販や店舗による対面販売、さらにそれらを補完するコールセンター等様々な販売チャネルを融合させた当社の営業形態を表した語。

2 CRM戦略

CRMとは「Customer Relationship Management」の略。当社独自開発の顧客管理システムを活用し、既契約者や過去の資料請求者に対して様々なプロモーションを行い収益に繋げる戦略のことを指す。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 売上実績

当連結会計年度の売上実績は、次のとおりです。

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	前年同期比 (%)
保険代理店事業(千円)	6,376,218	5,745,923	90.1
メディア事業(千円)	342,110	911,204	266.3
再保険事業(千円)	555,940	638,200	114.8
合計(千円)	7,274,270	7,295,328	100.3

- (注) 1. セグメント間の取引は相殺消去しております。
 2. 金額には消費税等は含まれておりません。
 3. メディア事業における増加要因は、保険選びサイト「保険市場(ほけんいちば)」の価値向上に伴い、広告メディア関連の売上が増加したことによるものであります。
 4. 再保険事業における増加要因は、保険代理店事業との相乗効果が発揮され、再保険料収入が増加したことによるものであります。
 5. 主な相手先別の売上実績及び総売上実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)		当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
メットライフ生命保険株式会社	4,021,574	55.3	2,740,428	37.6

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 当該割合が100分の10未満の相手先は記載を省略しております。

(2) 仕入(外注)実績

当連結会計年度の仕入(外注)実績は、次のとおりです。

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	前年同期比 (%)
保険代理店事業(千円)	1,410,465	1,484,844	105.3
メディア事業(千円)	14,516	8,768	60.4
合計(千円)	1,424,981	1,493,612	104.8

- (注) 1. セグメント間の取引は相殺消去しております。
 2. 金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

保険マーケットは、少子高齢化の進展等により構造的には縮小が想定されますが、求められる役割が「遺族保障の提供」から「年金・社会保障の補完」・「子供の教育資金」等のライフプラン全般へと広がっております。また、消費者行動が、「より便利に快適に」を求めて多様化しており、保険ニーズはますます多様化、高度化してきております。

かかる状況を踏まえ、保険代理店事業における非対面販売におきましては、引き続き保険通信販売マーケットでのシェア拡大を目指し、効果的なプロモーションの継続、積極的な新規媒体の開発・導入、保険会社及び取扱商品の拡充を実施いたします。特に、プロモーションチャンネルとして重要であるWeb（インターネット）チャンネルにおいては、投資効率を維持しつつさらなる拡大を追求してまいります。また、対面販売におきましては、その核となる、コンサルティングプラザ「保険市場（ほけんいちば）」の機能を拡充するとともに、お客様のコンシェルジュとして、あらゆるニーズに誠心誠意お応えすべく、従業員に対する教育・研修を推進してまいります。

一方、管理面では、内部監査室による当社各部門、各支店ならびに子会社に対する内部監査を実施しております。また、改正保険業法にも対応して、コンプライアンス部門を中心に全社的なコンプライアンス体制の充実・強化を図るとともに教育・啓発に努めており、グループ全従業員に対して継続的な啓発活動と監査を積み重ねることにより、管理体制の充実、向上を図ってまいります。

また、内部統制ならびにコーポレート・ガバナンスの強化は、顧客や社会から信頼される企業として重要な経営課題であると認識し、より一層の体制整備に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成28年9月30日）現在において当社グループが判断したものであり、事業等のリスクはこれらに限られるものではありません。

(1) コンサルティングプラザ「保険市場（ほけんいちば）」の展開について

当社グループは、対面による保険募集を行う直営のコンサルティングプラザ「保険市場（ほけんいちば）」を当連結会計年度末において13拠点展開しております。当面の出店計画につきましては、引き続き都市部を中心に厳選した新規出店と生産性を考慮した廃店を推進し、一層の生産性の向上に努めてまいります。今後の状況によっては新規出店が困難になる可能性も考えられます。また、廃店に伴う除却損等が発生するリスクがあります。

(2) 保険会社との関係について

保険会社の財政状態による影響について

当連結会計年度において、当社グループの売上高のうち大半は保険契約に係る保険代理店手数料に拠っておりますが、取引保険会社の財政状態が悪化し、また万一、当該保険会社が破綻したとき等には、当該保険会社に係る当社グループの保有保険契約が失効・解約されること等により、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性も考えられます。

特定の保険会社への依存について

当社グループの保険代理店事業は、メットライフ生命保険株式会社の保険商品を取り扱う比率が高く、当連結会計年度において、当社グループの売上高の37.6%を占めております。従って、メットライフ生命保険株式会社及びその保険商品に対する風評等により、当社グループの新規保険契約件数、保有保険契約の継続率等が影響を受ける可能性も考えられます。同様に、当社グループの事業及び経営成績等は、保険会社の営業政策の変更等により、影響を受ける可能性も考えられます。

収益計算に係る保険会社への依拠について

保険代理店事業の主たる収入は保険代理店手数料収入であります。当社は、保険契約の媒介及び代理行為に伴い、各保険会社との契約及び手数料規程に基づき保険代理店手数料を受領しております。

保険代理店手数料の受領形態は、保険商品の種類（生命保険・損害保険、契約期間（1年・複数年）、保険料支払方法（年払い・月払い）、その他）、保険会社毎の契約及び規程により様々な形態があり、保険契約成立時に受領するもの（初回手数料）及び保険契約継続に応じて受領するもの（2回目以降手数料）等、これらについて一括又は分割ならびにその受領割合等が異なるものが存在しております。

当社は、初回手数料については保険契約成立時に受領する手数料額を売上計上しているほか、2回目以降手数料の一部については、複数年にわたる期間を対象とする保険契約のうち保険会社より計算結果確認書面の受領が可能である等の条件の下、翌1年の間に回収される手数料額を売上計上する翌1年基準を採用しております。当該翌1年基準に基づき、保険代理店事業における代理店手数料収入に関して、保険会社から得られる契約一覧や確認書面等の情報により手数料額の計算の実施及び対価の確認等を行っております。自社計算システムの精度向上及び内部統制に依拠した計算結果の検証ならびに保険会社から取得する確認書面のフォーマットの統一化等の対応を行っておりますが、保険会社から得られる情報が不十分となり自社計算の要件を満たさない場合には、支払通知書面等による入金確定ベースによる収益計上となり、その場合、売上計上時期が変動し保険代理店事業の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合について

当社グループと共通の保険商品を取り扱う保険代理店は増加しており、同様の小型店舗を展開し対面販売を行う保険代理店や、電話帳等のデータベースをもとにして、電話により保険を勧誘するテレマーケティング保険代理店があり、またクレジットカード会社、信販会社、通信販売会社等は請求書等の送付物に保険商品に係る「資料請求ハガキ」を同封する方法等により保険募集を行っており、当社グループと直接的に競合するものと認識しております。さらに、インターネットを中心としたダイレクトマーケティング手法による保険募集は当社グループ独自の手法ではなく、インターネットによるプロモーションを実施している保険代理店は多数存在します。当社グループでは、インターネットによるプロモーションのコンテンツ充実やツールの強化、積極的なプロモーション活動による潜在顧客の早期取込み、取引保険会社との連携強化等によって差別化を図っておりますが、これらの施策にもかかわらず、新たな事業者の参入又は競合の状況によって当社グループの事業及び経営成績等が影響を受ける可能性も考えられます。

(4) 個人情報の取扱いについて

当社グループは、プロモーション活動及び保険募集の過程で資料請求者及び保険契約者に関する多量の個人情報を取得・保有しております。個人情報保護については、法律の遵守だけでなく、情報漏洩による被害防止を行う必要があります。当社グループにおいては、外部からの不正アクセス及びウイルス感染の防御、内部管理体制の強化等の対策を行っておりますが、万一、当社グループが扱う個人情報が漏洩した場合は、当社グループの信用の失墜につながり、今後の営業活動に多大な影響を及ぼす可能性があります。また、事後対応等によるコストが増加し、当社グループの事業及び経営成績等に悪影響を及ぼすことが考えられます。

(5) 法的規制について

当社グループは、損害保険代理店及び生命保険募集人として「保険業法」に基づく登録を行っております（登録の有効期限は特に定められておりません）。保険業法では、保険業法第300条に定める虚偽説明及び不告知教唆ならびに告知妨害等の保険募集に関する禁止行為に違反した場合等、内閣総理大臣は代理店登録の取消し、業務の全部又は一部の停止、業務改善命令の発令等の行政処分を行うことができると定めています。仮に当社が上記当該行政処分を受けた場合には保険代理店事業における営業が困難となり、当社の事業及び経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。本書提出日現在において行政処分の対象となる事象は認識しておりません。

上記のように、当社グループは保険業法及びその関連法令ならびにそれに基づく関係当局の監督等による規制、さらには、社団法人生命保険協会及び社団法人日本損害保険協会による自主規制を受けた保険会社の指導等を受けて事業を運営しております。また、保険募集に際しては、保険業法その他、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法等の関係法令を遵守する必要があります。近年、保険業法等の関係法令及び監督指針の改正等によって、意向把握義務や情報提供義務が必須となる等、求められる保険募集管理態勢の水準が高まっております。当社では、社員教育の徹底や内部監査体制の強化等コンプライアンス体制の充実を図り適切な保険募集を行うとともに、法律の改正等に対応したシステム開発を進める等しておりますが、今後、これらの法令や規制、制度等が変更された場合には、管理コストの増大やコンプライアンス違反リスクの高まり等、当社グループの事業及び経営成績等に影響が出る可能性があります。

(6) 子会社の再保険会社について

Advance Create Reinsurance Incorporatedにおきましては、再保険業という性質上、保険代理店事業とは異なり、支払いとなる保険金が事故発生後に確定する特殊な事業であります。このため将来の支払保険金は、事故頻度の増加、巨大災害、大規模な事故の発生等、現段階では予測不能な事象の発生により、変化することがあります。現時点では、将来の不確定リスクで相対的に幅の小さい第三分野の保険（傷害・疾病・介護等）を中心に取扱うこととしておりますが、予測不能な事象が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 代表者への依存について

当社グループの創業者であり代表取締役社長である濱田佳治は、当社グループの経営方針や戦略の決定をはじめ、取引先との交流等に重要な役割を果たしております。当社グループは、業容の拡大に伴い外部から高い能力の人材を確保し、濱田佳治から権限の委譲を行う等、マンパワーを強化するとともに、濱田佳治に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、このような経営体制が構築される前に、何らかの要因により業務執行ができない事態が生じた場合には、当社グループの経営成績及びその後の事業展開に影響を受ける可能性があります。

(8) コンピューターシステムに関するリスク

コンピューターシステムの災害・事故・故障等による停止または誤作動等の障害やシステムの不正使用の発生、Webからの資料請求数の急激な増加により処理不能に陥った場合、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、コンピューターの処理能力の拡大ならびに情報の使用・管理に関する各種社内規程を定めるとともに、アクセス権限等の不正使用防止措置を講じております。また、サーバーを安全なデータセンターに収納して東京・大阪に分散配置する等、災害・事故・故障対策も講じております。しかしながら、これらの対策にもかかわらず、当社グループの信頼性が失墜するような事態となった場合、当社グループの事業及び経営成績等に影響が出る可能性があります。

(9) 人材の確保について

当社グループでは、優秀な人材の確保が重要であると考えており、新卒者の採用を積極的に行うとともに、中途採用については、第二新卒を中心に行っております。また、「教育、研修」を重点課題として、階層別研修等をより強化して取り組んでおります。しかしながら、今後、当社グループが必要とする人材の確保が十分にできない場合、当社グループの経営成績及びその後の事業展開に影響を受ける可能性があります。

(10) 外部検索エンジンへの依存について

インターネットユーザーの多くは、検索サイトを利用して必要な情報を入手しております。当社グループ事業の主軸である保険選びサイト「保険市場（ほけんいちば）」への誘導は、概ね検索エンジン経由であり、これらの集客は検索エンジンの表示結果に依存しております。検索結果についてどのような条件により上位表示されるかは、各検索エンジン運営者に委ねられており、その判断に当社グループが介在する余地はありません。当社グループは検索結果において上位に表示されるべくSEO等の必要な対策を進めておりますが、今後、検索エンジン運営者における上位表示方針の変更等、何らかの要因によって検索結果の表示が当社グループにとって優位に働かない状況が生じる可能性があり、この場合、当社グループが運営するサイトへの集客効果が低下し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、検索結果の上位に表示されるための対策に掛かるコストが上昇した場合におきましても、売上原価の上昇等を招く可能性があり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 保険代理店事業

1. 保険代理店委託契約を締結している生命保険会社は次のとおりです。当該契約の概要は、保険募集の媒介を行い、契約締結に至ったものにつき代理店手数料を受けるといったものです。

アメリカンファミリー生命保険会社(アメリカン ファミリー ライフアシュアランス カンパニー オブ コロンバス)

メットライフ生命保険株式会社

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

ソニー生命保険株式会社

SBI生命保険株式会社

オリックス生命保険株式会社

エヌエヌ生命保険株式会社

チューリッヒ生命保険会社(チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド)

アクサ生命保険株式会社

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

ネオファースト生命保険株式会社

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

富国生命保険相互会社

マスミューチュアル生命保険株式会社

住友生命保険相互会社

太陽生命保険株式会社

ジブラルタ生命保険株式会社

マニユライフ生命保険株式会社

カーディフ生命保険会社(カーディフ・アシュアランス・ヴィ)

AIG富士生命保険株式会社

アクサダイレクト生命保険株式会社

ライフネット生命保険株式会社

明治安田生命保険相互会社

メディケア生命保険株式会社

楽天生命保険株式会社

フコクしんらい生命保険株式会社

朝日生命保険相互会社

上記各契約のほとんどが、有効期間1年間であり、当事者から何等の申し出が無い場合は更に1年間自動延長され、以後も同様です。

2. 保険代理店委託契約を締結している損害保険会社及び少額短期保険会社は次のとおりです。当該契約の概要は、保険募集の代理等を行い、契約締結に至ったものにつき代理店手数料を受けるといふものです。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
AIU損害保険株式会社
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
日立キャピタル損害保険株式会社
チューリッヒ保険会社（チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド）
ソニー損害保険株式会社
富士火災海上保険株式会社
三井ダイレクト損害保険株式会社
ジェイアイ傷害火災保険株式会社
セコム損害保険株式会社
エース損害保険株式会社
そんぼ24損害保険株式会社
コファスジャパン信用保険会社
アリアンツ火災海上保険株式会社
アトラディウス信用保険会社（アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ）
ユーラーヘルメス信用保険会社（ユーラー・ヘルメス・クレジットフェアズイヘルングス・アクティエンゲゼルシャフト）
セゾン自動車火災保険株式会社
アニコム損害保険株式会社
日本アニマル倶楽部株式会社
ペット&ファミリー少額短期保険株式会社
エイチ・エス損害保険株式会社
アスモ少額短期保険株式会社
ペットメディカルサポート株式会社
ABC少額短期保険株式会社
株式会社メモリード・ライフ
ベッツベスト少額短期保険株式会社
エクセルエイド少額短期保険株式会社
アクサ損害保険株式会社
SBI損害保険株式会社
アイアル少額短期保険株式会社
アイペット損害保険株式会社
au損害保険株式会社
SBIリスタ少額短期保険株式会社
SBIいきいき少額短期保険株式会社
エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社
株式会社FPC
エス・シー少額短期保険株式会社
もつとぎゅっと少額短期保険株式会社
ベル少額短期保険株式会社
フローラル共済株式会社
セント・プラス少額短期保険株式会社
スター保険（スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー）
日新火災海上保険株式会社
日本少額短期保険株式会社
チケットガード少額短期保険株式会社
トライアングル少額短期保険株式会社
ガーデン少額短期保険株式会社
NP少額短期保険株式会社
テラ少額短期保険株式会社
朝日火災海上保険株式会社
イーペット少額短期保険株式会社

上記各契約の有効期間は、無期限もしくは1年間～2年間であり、当事者の双方の合意もしくは当事者の一方の申し出により解約できます。期間のある契約は、当事者から何等の申し出が無い場合は自動延長され、以後も同様です。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成28年9月30日）現在において当社グループが判断したものであります。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当社グループの連結財務諸表の作成にあたっては、連結会計年度末における資産、負債の報告金額、ならびに報告期間における収益、費用の報告金額に影響を与える見積り及び仮定設定を行う必要があります。当社グループの経営陣は連結財務諸表作成の基礎となる見積り、判断及び仮定を過去の実績や状況に応じ、合理的と判断される入手可能な情報により継続的に検証し、意思決定を行っております。しかしながら、実際の結果は見積り特有の不確実性を伴うためこれらの見積りと異なる場合があります。この差異は、当社グループの連結財務諸表及びセグメントの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの経営陣が当連結会計年度末（平成28年9月30日）現在において、見積り、判断及び仮定により当社グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えている項目は次のとおりであります。

代理店手数料戻入引当金

当社グループは、保険契約の解約に伴い発生する代理店手数料の戻入に備えるため、翌連結会計年度以降の代理店手数料戻入見込額を引当金として計上しております。保険会社毎の解約実績率をもとに引当金額を計算しておりますが、解約率の悪化等により追加引当が必要となる可能性があります。

繰延税金資産

繰延税金資産の回収可能性の判断に際して、将来の課税所得を合理的に見積っております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積額が変動した場合は繰延税金資産が変動する可能性があります。

資産除去債務

法令や契約に基づく賃借物件の原状回復義務について除去費用等の将来キャッシュ・フローを合理的に見積り、資産除去債務として計上しております。法令の改正により新たな資産除去債務が発生した場合や当初想定した条件等が大きく変化した場合については、資産除去債務の計上額が、当初の見積額から変動する可能性があります。なお、本社につきましては、原状回復義務の履行時期を合理的に見積ることが困難であることから資産除去債務を計上していません。

（2）当連結会計年度の経営成績の分析

前述の「第2 事業の状況 1 業績等の概要（1）業績」に記載のとおりであります。

(3) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産

(資産)

流動資産は、未収入金が585百万円増加したものの、現金及び預金の減少619百万円及び受取手形及び売掛金の減少628百万円等に伴い、前連結会計年度末比728百万円減少しました。

固定資産は、前連結会計年度末比330百万円増加しましたが、これは主に、無形固定資産の増加208百万円等によるものです。

(負債)

負債は前連結会計年度末比156百万円減少しましたが、これは主に、社債の償還により有利子負債が減少したことによるものです。

(純資産)

純資産は、当連結会計年度で親会社株主に帰属する当期純利益582百万円を計上したこと等により増加したものの、剰余金の配当493百万円及び株式給付信託導入等に伴う自己株式の増加349百万円に伴い、前連結会計年度末比244百万円減少しました。

キャッシュ・フロー

前述の「第2 事業の状況 1業績等の概要(2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

(4) 保険代理店事業に係る売上計上について

保険代理店手数料について

保険代理店事業の主たる収入は保険代理店手数料収入であります。当社は、保険契約の媒介及び代理行為に伴い、各保険会社との契約及び手数料規程に基づき保険代理店手数料を受領しております。

保険代理店手数料の受領形態は、保険商品の種類(生命保険・損害保険、契約期間(1年・複数年)、保険料支払方法(年払い・月払い)、その他)、保険会社毎の契約及び規程により様々な形態があり、保険契約成立時に受領するもの(初回手数料)及び保険契約継続に応じて受領するもの(2回目以降手数料)等、これらについて一括又は分割ならびにその受領割合等が異なるものが存在しております。

当社は、初回手数料については保険契約成立時に受領する手数料額を売上計上しているほか、2回目以降手数料の一部については、複数年にわたる期間を対象とする保険契約のうち保険会社より計算結果確認書面の受領が可能である等の条件の下、翌1年の間に回収される手数料額を売上計上する翌1年基準を採用しております(一方で、将来発生する解約に備えて引当金を計上しております)。

当社は、保険契約の媒介及び代理行為にかかる役務提供は保険契約成立時に全て完了していることから、本来、将来受領する保険契約にかかる代理店手数料については一括売上計上も容認され得るものと考えておりますが、保守的に回収可能性を判断する上で合理的な期間であることを理由として「翌1年」としており、また、年払いと月払いの違いによる会計処理の統一化等を考慮して、当該基準を採用したものであります。

各期において、一部の保険会社について、新たに計算結果確認書面の受領が可能となったこと等により2回目以降手数料の一部について翌1年間に受領する手数料額を計上し、その対象範囲を拡大させております。現時点において、当社の取引保険会社及び取扱保険商品等のうち、当該対象となる保険契約については一部を除き翌1年基準への変更は完了しており、今後においてこれら変更による重大な影響は限定的であるものと考えております。しかしながら、新たな保険会社との取引や既存保険商品の手数料形態の変更等が生じた場合には、その会計上の取り扱いについて影響を及ぼす可能性があります。

PV収入について

当社グループは、過年度において、当社保有の一部の保険契約の他社への譲渡を行っており、当該譲渡に際してはPV収入として売上計上しておりました。今後においては、原則として保険契約の他社への譲渡等は想定しておりません。

2回目以降手数料（翌1年間基準）による期末売掛債権残高及びP V収入計上額の推移

（税抜）

	2回目以降手数料（翌1年基準）		P V収入にかかる 売上計上額
	翌1年基準により 計上する期末債権額 （内、新規対象分）	対象保険会社数 （新規対象社数）	
第17期 （平成24年9月期）	845,711千円 （116,333千円）	15社 （4社）	2,020千円
第18期 （平成25年9月期）	1,160,202千円 （116,507千円）	16社 （1社）	-
第19期 （平成26年9月期）	1,269,552千円 （48,371千円）	17社 （1社）	-
第20期 （平成27年9月期）	628,514千円 （-千円）	17社 （-社）	-
第21期 （平成28年9月期）	175,860千円 （3,426千円）	19社 （2社）	-

- （注）1．新規対象とは各期において新たに翌1年基準の対象となったものであり、新たに保険代理店契約を締結した保険会社が含まれております。
- 2．第20期及び第21期においては、売掛債権残高の一部を流動化したことにより期末債権額が減少しております。なお、債権流動化を行わなかった場合の第20期期末債権額は1,250,981千円、第21期期末債権額は1,212,850千円であります。
- 3．翌1年基準が売上高に与える影響額は当期末と前期末の売掛債権残高の差額部分であり、売掛債権残高（貸借対照表計上額）と売上高（損益計算書計上額）は必ずしも一致するものではありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の保険代理店事業における設備投資額は548百万円であります。これは主に、支店設備投資として85百万円、システム関連への投資443百万円であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

(平成28年9月30日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	リース資産	その他	合計	
本社 (大阪市中央区)	保険 代理店 事業	営業用内装設備及 び事務所保証金 (年間賃借料 147,984千円)	36,071	69,236	165,949	174,074	445,332	159 (74)
札幌支店 (札幌市中央区)	"	" (年間賃借料4,542 千円)	7,065	0	591	4,806	12,463	5 (-)
仙台支店 (仙台市青葉区)	"	" (年間賃借料8,826 千円)	13,231	80	3,192	8,826	25,331	5 (-)
東京支店 (東京都千代田区)	"	" (年間賃借料92,697 千円)	29,859	1,230	31,123	95,346	157,558	16 (-)
横浜支店 (横浜市西区)	"	" (年間賃借料15,799 千円)	13,331	224	21,782	16,059	51,398	12 (-)
名古屋支店 (名古屋市中村区)	"	" (年間賃借料14,572 千円)	7,975	43	6,616	14,572	29,207	8 (-)
千里中央支店 (大阪府豊中市)	"	" (年間賃借料9,463 千円)	4,672	67	6,441	7,099	18,280	7 (-)
本店 (大阪市中央区)	"	" (年間賃借料41,975 千円)	42,794	1,404	2,343	41,786	88,327	6 (-)
梅田阪急支店 (大阪市北区)	"	" (年間賃借料17,350 千円)	16,286	1,940	55,719	22,891	96,837	10 (-)
梅田ディアモール 支店 (大阪市北区)	"	" (年間賃借料35,750 千円)	4,767	724	2,701	148,962	157,155	15 (-)
阿倍野支店 (大阪市阿倍野区)	"	" (年間賃借料14,790 千円)	16,448	1,182	36,099	15,000	68,731	7 (-)
神戸支店 (神戸市中央区)	"	" (年間賃借料5,826 千円)	13,632	334	692	5,826	20,485	6 (-)
広島支店 (広島市中区)	"	" (年間賃借料3,135 千円)	3,432	140	5,025	4,980	13,578	3 (-)
福岡支店 (福岡市中央区)	"	" (年間賃借料11,718 千円)	9,482	374	9,342	11,718	30,917	5 (-)

(注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額「その他」は、差入保証金であります。

3. 従業員数の()は臨時従業員の年間の平均人員であり、外書しております。

(2) 国内子会社
特記すべき設備はありません。

(3) 在外子会社
特記すべき設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	42,000,000
計	42,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年12月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,999,100	10,999,100	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	10,999,100	10,999,100	-	-

(注)平成28年7月15日付で東京証券取引所より、当社株式を東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定する旨承認され、平成28年7月22日をもって東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されております。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権及び新株予約権付社債に関する事項は次のとおりであります。

会社法第236条、第238条及び第240条に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

イ 平成27年2月12日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	4,000	4,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400,000(注1)	400,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,209(注2)	同左
新株予約権の行使期間	自平成28年1月1日 至平成32年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,221 資本組入額 611(注3)	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	同左

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,209円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成27年9月期から平成29年9月期までの3事業年度のうち、いずれかの期の経常利益が15億円を超過した場合に限り、当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日以降に行使することができる。ただし、当該条件を充たす前に、平成27年9月期から平成29年9月期のいずれかの期の経常利益が11億円を下回った場合、それ以降に当該条件を充たしたとしても、本新株予約権を行使することはできない。

なお、当該経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前の条件に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から組織再編行為前の条件に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

口 平成28年11月11日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	4,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	400,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	1,579(注2)
新株予約権の行使期間	-	自平成30年1月1日 至平成33年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価額 1,580 資本組入額 790(注3)
新株予約権の行使の条件	-	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	-	(注5)
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注6)

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,579円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成29年9月期から平成31年9月期までの3事業年度のうち、いずれかの期の経常利益が15億円を超過した場合に限り、当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日以降に行使することができる。ただし、当該条件を充たす前に、平成29年9月期から平成31年9月期のいずれかの期の経常利益が10億円を下回った場合、それ以降に当該条件を充たしたとしても、本新株予約権を行使することはできない。

なお、当該経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前の条件に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から組織再編行為前の条件に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年10月1日 (注)	10,889,109	10,999,100	-	2,915,314	-	16,005

(注) 平成23年8月23日の取締役会決議により、平成23年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割いたしました。その結果、発行済株式総数は10,889,109株増加し、10,999,100株となっております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	35	13	71	24	4	8,001	8,148	-
所有株式数 (単元)	-	38,219	445	29,389	1,637	8	40,286	109,984	700
所有株式数の 割合(%)	-	34.75	0.40	26.72	1.49	0.01	36.63	100.00	-

(注) 1. 自己株式57,432株は、「個人その他」に574単元、「単元未満株式の状況」に32株含まれております。
2. 「金融機関」の欄には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有している当社株式2,229単元が含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
有限会社濱田ホールディングス	大阪市中央区安土町2丁目3-13	2,206,200	20.05
濱田 佳治	大阪府豊中市	763,600	6.94
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社)	東京都中央区築地7丁目18-24 (東京都中央区晴海1丁目8-11)	549,600	4.99
メットライフ生命保険株式会社 (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	東京都墨田区太平4丁目1番3号 (東京都新宿区新宿6丁目27番30 号)	549,600	4.99
濱田 亜季子	大阪府豊中市	472,700	4.29
富国生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会 社)	東京都千代田区内幸町2丁目2-2 (東京都中央区晴海1丁目8-12)	450,000	4.09
太陽生命保険株式会社	東京都中央区日本橋2丁目7-1	365,500	3.32
A I G 富士生命保険株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社)	東京都港区虎ノ門4丁目3-20 (東京都中央区晴海1丁目8-11)	273,000	2.48
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9	249,400	2.26
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	222,900	2.02
計	-	6,102,500	55.48

(注) 1. 上記のほか、自己株式が57,432株あります。

2. 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、「株式給付信託(J-ESOP)」制度に係る信託財産の委託先であります。なお、当該委託先が所有している当社株式は、上記自己株式に含めておりません。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 57,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,941,000	109,410	-
単元未満株式	普通株式 700	-	-
発行済株式総数	10,999,100	-	-
総株主の議決権	-	109,410	-

(注)資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式222,900株は、上記自己保有株式に含めておりません。

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アドバンスクリエイト	大阪市中央区瓦町三丁目5番7号	57,400	-	57,400	0.52
計	-	57,400	-	57,400	0.52

(注)資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式222,900株は、上記自己保有株式に含めておりません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

株式給付信託（J-ESOP）

当社は、平成27年11月11日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、当社従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」の導入を決議致しました。

a. 制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社従業員に対して、当社株式を給付する仕組みです。

当社は、当社従業員に対してポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。当社従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

b. 従業員に取得させる予定の株式総数

平成27年11月19日付けで、300,000千円を拠出し、すでに資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が当社株式を222,900株、299,577千円取得しておりますが、今後資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が当社株式を取得する予定は未定であります。

c. 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社の従業員であり、株式給付規程に基づき株式給付を受ける権利を取得した者

従業員持株会支援信託ESOP

当社は、平成28年11月11日開催の取締役会において、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託ESOP」（以下「ESOP信託」といいます。）の再導入を決議し、同年11月14日に信託契約を締結いたしました。

a. ESOP信託導入の目的

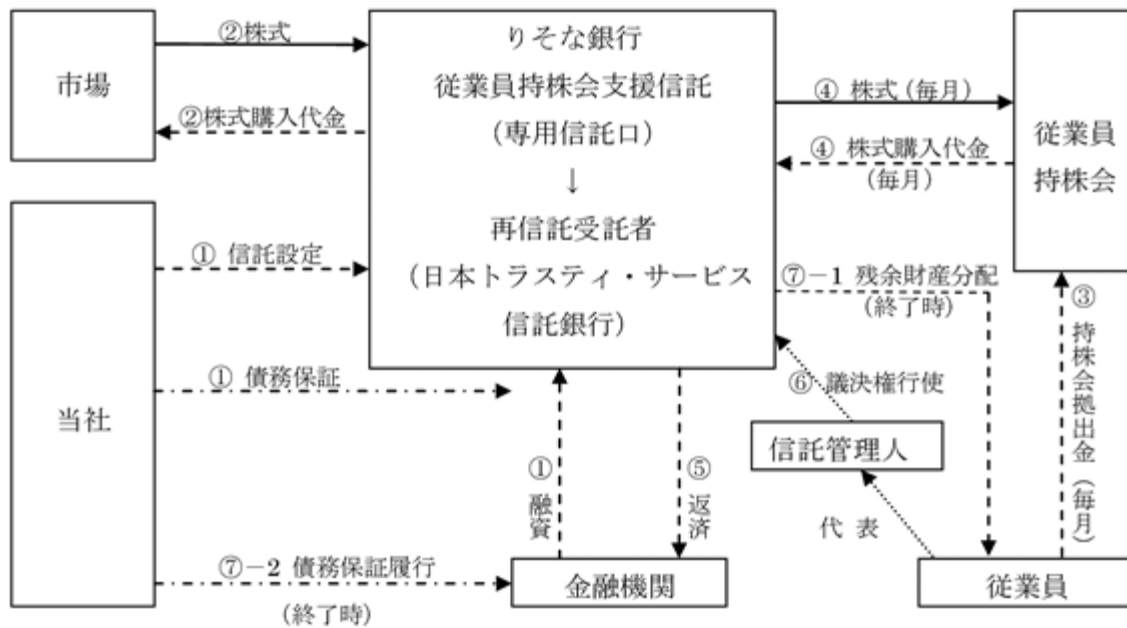
当社は、中長期的な企業価値向上に対し、当社グループ従業員にインセンティブを付与することにより、労働意欲の向上を促すとともに、従業員持株会の活性化および安定的な財産形成の促進を図ることを目的とし、ESOP信託を平成23年8月に導入しておりましたが、平成28年8月に終了となりましたので、再導入することといたしました。

b. 制度の概要

ESOP信託とは、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであり従業員持株会と信託を組み合わせることで、持株会が将来にわたって購入する株式を信託ファンドが一括して確保することができ、合わせて従業員の福利厚生制度の拡充、従業員のモチベーションアップなどの目的を実現することも可能な制度であります。

当社がアドバンスクリエイト従業員持株会（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、期間中に拠出した金額に応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

c. E S O P 信託の仕組み



制度開始時		当社は従業員持株会支援用の信託口を設定し、当該信託は金融機関から株式購入資金の融資を受ける（当社は当該融資に債務保証する）
		専用信託口は、借入金を原資として市場から当社株式を取得する
運営時		従業員は毎月従業員持株会に持株会拠出金を支払う
		従業員持株会は一定期間にわたり専用信託口から毎月株式を購入する
		専用信託口は、株式売却代金を原資として金融機関に借入金を返済する
		専用信託口の株式の議決権は信託管理人が行使する
終了時	-1	株価上昇により専用信託口に借入金完済後も残余財産がある場合 当初定める方法に従い、受益者（従業員）に財産分配
	-2	株価下落により専用信託口において借入金の返済原資が不足した場合 当社が金融機関に対して保証債務を履行

d. 信託契約の内容

イ 信託の種類 特定単独運用の金銭信託（他益信託）

ロ 信託の目的 当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する当社従業員に対する福利厚生制度の拡充

ハ 委託者 当社

ニ 受託者 株式会社りそな銀行
（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

ホ 受益者 当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者

ヘ 信託契約日 平成28年11月14日

ト 信託の期間 平成28年11月14日～平成33年11月30日（予定）

チ 議決権行使 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

e. 従業員等持株会に取得させる予定の株式の総額

290百万円

f. 受益権その他権利を受けることができる者の範囲

イ 受益者確定手続開始日において生存しており、従業員または役員である者

ロ 受益者確定手続開始日において、本件持株会に加入している者

ハ 上記イおよびロの要件を満たす者で受益の意思表示を行った者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成27年11月11日)での決議状況 (取得期間 平成27年11月27日～平成28年3月31日)	40,000	50,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	38,300	49,786,800
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,700	213,200
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	4.25	0.43
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	4.25	0.43

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	75	128,801
当期間における取得自己株式	-	-

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	57,432	-	57,432	-

- (注) 1. 当事業年度における保有自己株式数には資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式(当事業年度末222,900株)は含めておりません。
2. 当期間における保有自己株式数には資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式(当期間末222,900株)及びESOP信託口が保有する当社株式(当期間末36,300株)は含めておりません。
3. 当期間における保有自己株式には、平成28年12月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した自己株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と保険流通市場におけるシェアの拡大を経営の重要課題として位置付けております。将来の成長戦略を遂行していくための原資となる内部留保の充実に努めるとともに、業績に応じた配当の実施等により、株主価値を高めることを基本方針としております。配当の決定機関は、取締役会であります。

当該方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり25円（内、記念配当2円50銭）といたします。既に平成28年6月6日に実施済みの第2四半期配当金1株当たり22円50銭とあわせまして、年間配当金は1株当たり47円50銭となります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、「取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年5月11日 取締役会決議	246,189	22.50
平成28年11月4日 取締役会決議	273,541	25.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
最高(円)	974	1,395	1,335	1,490	1,888
最低(円)	750	731	1,055	1,102	1,030

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月15日以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日以降平成27年10月15日以前は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成27年10月16日以降平成28年7月21日以前は同市場第二部におけるものであり、平成28年7月22日以降は同市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,220	1,218	1,286	1,664	1,888	1,831
最低(円)	1,178	1,191	1,200	1,225	1,495	1,635

(注) 当社は、平成28年7月22日をもって東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定されました。したがって上記の最高・最低株価は、平成28年4月～6月については同市場第二部におけるものであり、平成28年7月においては同市場第二部及び同市場第一部におけるものであり、平成28年8月～9月については同市場第一部におけるものとなります。

5【役員の状況】

男性 8名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役社長 (代表取締役)	最高経営責任者	濱田 佳治	昭和37年11月5日生	昭和60年7月 新日本証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社 平成3年7月 メリルリンチ証券会社入社 平成6年1月 上能総合会計事務所入所 平成7年10月 当社設立 代表取締役社長 平成14年12月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者 平成15年12月 有限会社濱田ホールディングス取締役(現任) 平成16年11月 株式会社保険市場取締役(現任) 平成17年10月 当社代表取締役社長 平成19年10月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者(現任) 平成20年11月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman 平成27年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman and Chief Executive Officer 平成28年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman(現任) (他の法人等の代表状況) 有限会社濱田ホールディングス取締役 株式会社保険市場取締役 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman	(注)4	763,600
取締役	常務執行役員 管理本部長兼 コンプライア ンス本部長兼 経理財務部長	村上 浩一	昭和35年2月11日生	昭和58年4月 株式会社リクルート入社 平成4年10月 株式会社フレックス入社 取締役 平成12年11月 当社入社 平成13年12月 当社取締役業務開発部長 平成14年2月 当社取締役経営企画室長 平成14年12月 当社執行役員事業戦略部長 平成15年12月 株式会社アドバンスメディアマーケティング(現株式会社保険市場)取締役 平成18年11月 当社執行役員経営企画室長 平成19年10月 当社常務執行役員経営管理本部長 平成19年12月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長 平成22年10月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長 平成22年11月 当社取締役執行役員経営企画本部長 平成23年7月 当社取締役執行役員IT統括部長 平成23年10月 当社取締役常務執行役員IT統括部長 平成25年12月 当社常務執行役員IT統括部長 平成26年10月 当社上席執行役員内部監査室長 平成26年12月 当社取締役上席執行役員内部監査室長 平成27年10月 当社取締役常務執行役員コンプライアンス本部長 平成27年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director(現任) 平成28年9月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼コンプライアンス本部長 平成28年12月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼コンプライアンス本部長兼経理財務部長(現任)	(注)4	29,700

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	常務執行役員 営業企画本部長	櫛引 健	昭和34年6月29日生	<p>昭和58年4月 本田技研工業株式会社入社</p> <p>昭和59年4月 アリコジャパン(アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー)入社</p> <p>平成21年8月 当社入社 マーケティング・営業統括本部長</p> <p>平成22年2月 当社提携事業部長</p> <p>平成22年2月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, President and Chief Operating Officer</p> <p>平成23年10月 当社執行役員提携事業部長</p> <p>平成24年3月 当社上席執行役員事業戦略部長</p> <p>平成24年10月 当社常務執行役員事業戦略部長</p> <p>平成25年10月 当社常務執行役員コンサルティング事業部長</p> <p>平成26年4月 当社常務執行役員事業戦略部長</p> <p>平成26年10月 当社上席執行役員事業戦略部長</p> <p>平成26年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, and Chief Executive Officer</p> <p>平成27年10月 当社常務執行役員マーケティング・営業統括本部長</p> <p>平成27年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Vice Chairman and Chief Operating Officer</p> <p>平成27年12月 当社取締役常務執行役員マーケティング・営業統括本部長</p> <p>平成28年9月 当社取締役常務執行役員営業企画本部長(現任)</p> <p>平成28年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Vice Chairman and Chief Executive Officer(現任)</p>	(注)4	4,100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		木目田 裕	昭和42年9月26日生	平成5年4月 検事任官 平成9年4月 東京地方検察庁特別捜査部 平成10年8月 米国ノートルダム・ロースクール客員 研究員 平成11年6月 法務省刑事局付 平成13年6月 金融庁総務企画局企画課課長補佐 平成14年7月 検事退官 平成14年8月 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律 事務所）入所（現任） 平成17年4月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科客員教授 平成17年11月 株式会社大庄社外取締役 平成19年1月 楽天証券株式会社社外取締役（現任） 平成23年12月 当社取締役（現任）	(注)4	1,700
取締役		宮本 富生	昭和26年1月9日生	昭和49年3月 三交不動産株式会社入社 昭和54年4月 アリコ・ジャパン（アメリカン・ライ フ・インシュアランス・カンパニー）入 社 平成12年10月 アリコジャパン（アメリカン・ライフ・ インシュアランス・カンパニー） 日本における代表者 社長&CEO就任 平成24年4月 日本法人化によりメットライフアリコ生 命保険株式会社が発足（現メットライフ 生命保険株式会社） 取締役・執行役副会長就任 平成26年6月 同社退職 平成26年7月 当社顧問 平成26年8月 チューリッヒ生命保険特別顧問（現任） 平成27年12月 当社取締役（現任）	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		吾郷 孝一	昭和25年2月1日生	昭和47年4月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入社 平成14年11月 株式会社クインランド入社 平成21年2月 当社入社 経営管理本部部長 平成22年2月 当社理事 平成22年7月 当社理事 経営管理本部部長 平成24年12月 当社理事 コンプライアンス部部長 平成26年6月 当社理事 総合企画部長 平成27年4月 当社理事 コンプライアンス部長 平成27年10月 当社理事 コンプライアンス本部副本部長 平成27年11月 当社理事 経理財務部長 平成28年9月 当社理事 経理財務部部長 平成28年12月 当社監査役（現任）	(注)5	
監査役		畠山 隆	昭和28年8月25日生	昭和51年4月 新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 平成16年4月 同社執行役員資本市場部長 平成17年10月 同社執行役員大阪法人本部副本部長 平成19年4月 新光投信株式会社入社 常務執行役員運用調査部長 平成21年5月 同社常任監査役 平成25年6月 同社顧問 平成25年8月 同社顧問退任 平成25年12月 当社監査役（現任）	(注)6	1,400
監査役		桑 章夫	昭和46年8月20日生	平成7年4月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所 平成10年8月 公認会計士登録 平成19年11月 桜橋監査法人設立 代表社員 平成21年6月 株式会社グルメ杵屋社外監査役（現任） 平成21年9月 株式会社ユニバーサル園芸社社外監査役（現任） 平成23年3月 桜橋監査法人退所 平成23年6月 株式会社ジーテクト社外監査役 平成23年12月 当社監査役（現任）	(注)7	
計						800,500

(注)1.当社は、経営と執行を分離し、事業執行の意思決定の迅速化、監督機能の強化及び責任の明確化を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員(取締役を兼務している執行役員については除いております。)は以下の4名及び上記兼務役員3名の7名で構成されております。

職名	氏名
上席執行役員 事務統括部長	田 橋 裕 賀
上席執行役員 営業本部長 兼 業務開発部長	橋 本 孔 治
執行役員 営業企画本部副本部長 兼 社長補佐	鳥 居 俊 文
執行役員 お客様サービス部長	相 見 衣 莉

- 取締役木目田裕及び取締役宮本富生は、社外取締役であります。
- 監査役畠山隆及び監査役桑章夫は、社外監査役であります。
- 平成28年12月16日から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時
- 平成28年12月16日から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時
- 平成25年12月20日から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時
- 平成27年12月18日から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時

内部統制システムの整備の状況

当社は、業務執行及び監督、監視が適正かつ有効に行われるよう、適切な内部統制システムの整備を経営の重要課題として捉え取り組んでおり、会社法第362条第4項第6号その他法令に規定される内部統制システムについて「内部統制基本方針」として以下のとおり定め、内部統制の整備を図っております。

イ．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアスマニュアルをはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、コンプライアンス本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとする。内部監査部門は、コンプライアンス本部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段としてスピークアップ制度を設置・運営する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会規程、文書取扱規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。取締役会規程及び文書取扱規程の改廃については取締役会の承認を得るものとする。

ハ．損失の危機の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署を主管として、規程、マニュアルの制定・配布、研修の実施等を行うものとする。新たに認識したリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。内部監査部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を確保できるシステムを構築する。

ホ．当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社全体の内部統制の構築を目指し、当社管理部をグループ各社全体の内部統制に関する担当部署とし、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化・指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。当社取締役及びグループ各社の社長は定められた規則等に基づき、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を経営陣に報告し、内部統制の改善に有効となる施策の実施を促す。

ヘ．監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。当該使用人に係る人事異動等の処遇に関しては事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には理由を付して当該人事異動につき変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとする。

ト．取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、スピークアップ制度に基づく通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

チ．その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催している。とりわけ専門性の高い法務・会計事項については、より専門性の高い専門家に相談できる機会を有している。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室を設置し、責任者1名と担当者4名で構成されております。内部監査室は、業務の実施状況と規則への適合性の検証を中心とした従来の検査業務を拡充し、リスク評価を含む内部管理の適合性・有効性を検証・評価し、改善に向けた提案を行っております。また、監査結果につきましては関連部署と対応策等を協議のうえ、代表取締役への報告を行っております。

監査役は、会計監査人により、会計に関する監査計画の説明を受け、また、監査報告書及び監査に関する資料を受領するとともに、重要事項について説明を求めることにより、会計監査人との連携を図っております。

また、監査役は、業務監査の一環として内部監査室と連携し、当社の内部統制システムの構築状況、運用状況及びその検証について監視しております。

会計監査の状況

会計監査につきましては、法令に基づき、桜橋監査法人の監査を受けております。当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

当連結会計年度に当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の体制は以下のとおりであります。

(当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名)

指定社員 業務執行社員 川崎 健一

指定社員 業務執行社員 富田 鉄平

(当社の会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 5名

その他 1名

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

a. 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役木目田裕氏、社外監査役畠山隆氏は、当社株式を所有しており、その所有状況は、「第4 提出会社の状況 5 役員の状況」に記載のとおりであります。その他の社外監査役との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役につきましては、現在及び過去において在籍の会社と当社との間の人的関係及び資本的关系はありません。

社外取締役及び社外監査役が現在及び過去において在籍の会社と当社との間の取引関係につきましては、社外取締役及び社外監査役が直接特別な利害関係を有するものではありません。

また、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役として有能な人材の招聘を容易にするため、社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。これにより、社外取締役の木目田裕氏、社外取締役の宮本富生氏、社外監査役の畠山隆氏及び社外監査役の桑章夫氏は、会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

b. 社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役の木目田裕氏は、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役の宮本富生氏は、生命保険会社の経営に携わった豊富な経験から、当社経営の重要事項の決定に際し有用な意見、助言をいただけるとともに、社外取締役として業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

社外監査役の畠山隆氏は、監査役としての豊富な経験や知識を当社における監査に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役の桑章夫氏は、公認会計士の資格を持ち、当社の内部統制システム構築において適切なアドバイスを期待して社外監査役に選任しております。

c. 社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方

当社の現在の社外取締役及び社外監査役は、当社と各氏との間に一般株主と利益相反を生ずるようなおそれはなく、各々が独立性及び専門的な知見に基づき、客観的且つ適切な監視、監督等、期待される機能及び役割を果たしており、当社の企業統治の有効性に寄与しているものと考えております。

d. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて必要な情報の収集及び意見の表明を行い、適宜そのフィードバックを受けることで、内部監査部門や会計監査人と相互に連携を図っております。

社外監査役は、内部統制を担当している内部監査部門及び会計監査人との緊密な連携を保つ為に定期的な情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。

コンプライアンス委員会の設置

当社はコンプライアンス体制の強化及び統一性の確保のため、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する諸問題の検討、評価、対策の実施を行っております。

コンプライアンス委員会は、委員長（代表取締役社長）、副委員長（委員長による選任）、社内委員（社内より委員長が選任）、社外委員（社外より委員長が選任）及びオブザーバー（監査役）で構成されております。

ガバナンス委員会の設置

当社はコーポレートガバナンスの向上のため、取締役及び監査役等に対する牽制機能強化を目的にガバナンス委員会を設置しております。ガバナンス委員会は、取締役会の諮問機関とし、取締役会から諮問された事項について審議し、その結果を取締役に答申しております。

ガバナンス委員会は、委員長（コンプライアンス担当役員）、社内委員（管理部員、内部監査室員、コンプライアンス本部員等）、社外委員（弁護士、公認会計士等）及びオブザーバー（監査役）で構成されております。

(2) リスク管理体制の整備の状況

保険業界をとりまく環境の変化が激しさを増してきている中において、当社は安定的な経営の維持と成長性の確保を図るため、複雑化・多様化するリスクを適切に管理し、迅速に対応することが必要になってきております。当社では、当社に存在するリスクを網羅的に把握し、評価・分析を行う体制を整備しております。また、リスクの内容に応じた業務分掌を明確にするとともに、各部署においてもリスクを認識し、管理・対処する体制をとっております。さらに内部監査により検証を行っております。

(3) 役員報酬の内容

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	156	156	-	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	53	53	-	-	-	5

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要となるもの

該当事項はありません。

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において各取締役へ配分するものとし、その配分は役位、貢献度等を勘案して取締役会で決定することとしております。また、監査役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において各監査役へ配分するものとし、その配分は常勤、非常勤及び職務分担等を勘案して監査役の協議で決定することとしております。

(4)責任限定契約の内容の概要

会計監査人

当社と会計監査人である桜橋監査法人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会計監査人に悪意でかつ重大な過失があった場合を除き、法令が定める額をもって損害賠償責任の限度としております。

社外取締役及び社外監査役

当社と社外取締役木目田裕氏、社外取締役宮本富生氏、社外監査役畠山隆氏及び社外監査役桑章夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(5)取締役の定数又は資格制限

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。なお、取締役の資格制限については特に定款において定めておりません。

(6)取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとしております。また、取締役の解任の決議要件については特に定款において定めていません。

(7)株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等によって自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。これは、機動的な資本政策を遂行できるようにするためであります。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、平成20年12月19日開催の定時株主総会において、「取締役会の決議により、剰余金の配当等を行うことができる」旨の定款変更を決議しております。これは株主へ機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(8)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(9)株式の保有状況

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

(イ) 銘柄数 5

(ロ) 貸借対照表計上額の合計額 351,274千円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的（非上場株式を除く）

前事業年度

特定投資株式

銘柄名	株式数 (株)	貸借対照表価額 (千円)	保有目的
株式会社クイック	144,972	123,226	事業関係の強化
株式会社学情	66,000	69,960	事業関係の強化
ライフネット生命保険株式会社	167,000	65,464	事業関係の強化
三京化成株式会社	215,000	52,675	事業関係の強化
株式会社CDG	10,800	18,036	事業関係の強化

当事業年度

特定投資株式

銘柄名	株式数 (株)	貸借対照表価額 (千円)	保有目的
株式会社クイック	147,195	156,174	事業関係の強化
株式会社学情	66,000	73,722	事業関係の強化
ライフネット生命保険株式会社	167,000	58,283	事業関係の強化
三京化成株式会社	215,000	48,375	事業関係の強化
株式会社CDG	10,800	14,720	事業関係の強化

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額ならびに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から目的以外の目的に変更したもの又は目的以外の目的からに変更したものの銘柄、株式数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	34,500	3,000	37,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	34,500	3,000	37,000	-

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

東京証券取引所市場第二部への市場変更に係る各種資料作成に関する助言業務についての対価であります。

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬につきましては、当社の事業規模の観点から合理的監査日数を勘案した上で監査報酬額を決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）の財務諸表について、桜橋監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,667,529	1,047,960
受取手形及び売掛金	1,494,704	866,621
未収入金	545,843	1,130,985
繰延税金資産	84,640	61,449
その他	384,766	341,553
流動資産合計	4,177,485	3,448,570
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	346,013	450,890
減価償却累計額	211,114	231,838
建物及び構築物(純額)	134,898	219,051
工具、器具及び備品	391,791	429,143
減価償却累計額	325,243	352,159
工具、器具及び備品(純額)	66,548	76,984
リース資産	733,008	831,416
減価償却累計額	361,857	483,794
リース資産(純額)	371,150	347,622
有形固定資産合計	572,597	643,658
無形固定資産		
のれん	13,369	-
ソフトウェア	201,472	676,649
リース資産	52,962	28,210
その他	319,565	90,798
無形固定資産合計	587,370	795,659
投資その他の資産		
投資有価証券	329,361	351,274
差入保証金	582,716	599,966
保険積立金	868,809	893,135
繰延税金資産	140,249	133,647
その他	100,584	94,734
投資その他の資産合計	2,021,721	2,072,758
固定資産合計	3,181,689	3,512,075
繰延資産	2,003	303
資産合計	7,361,177	6,960,949

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	200,000	100,000
リース債務	158,855	164,993
未払法人税等	214,982	97,236
未払金	503,919	507,046
賞与引当金	131,806	114,539
代理店手数料戻入引当金	44,759	2,783
資産除去債務	4,469	-
その他	510,064	683,069
流動負債合計	1,768,856	1,669,669
固定負債		
社債	100,000	-
退職給付に係る負債	212,868	228,427
リース債務	303,829	247,288
資産除去債務	73,949	181,371
その他	90,811	67,404
固定負債合計	781,457	724,491
負債合計	2,550,314	2,394,161
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,915,314	2,915,314
資本剰余金	352,328	352,328
利益剰余金	1,473,829	1,563,466
自己株式	14,493	363,987
株主資本合計	4,726,978	4,467,122
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	79,085	94,866
その他の包括利益累計額合計	79,085	94,866
新株予約権	4,800	4,800
純資産合計	4,810,863	4,566,788
負債純資産合計	7,361,177	6,960,949

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	1,727,270	1,729,328
売上原価	1,424,981	1,493,612
売上総利益	5,849,288	5,801,715
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	9,017	19,914
通信費	155,092	158,794
報酬給与	1,617,464	1,672,884
賞与引当金繰入額	131,806	114,539
退職給付費用	48,540	49,481
減価償却費	359,174	344,636
のれん償却額	26,739	13,369
地代家賃	494,100	517,310
支払手数料	836,242	834,699
その他	1,017,215	1,121,351
販売費及び一般管理費合計	4,695,393	4,846,983
営業利益	1,153,895	954,732
営業外収益		
受取利息	233	193
受取配当金	8,535	7,959
為替差益	9,953	-
投資事業組合運用益	86	-
未払配当金除斥益	1,105	1,149
その他	1,828	1,167
営業外収益合計	21,742	10,469
営業外費用		
支払利息・社債利息	17,586	9,219
社債発行費償却	3,156	1,699
支払保証料	4,850	4,552
支払手数料	6,207	22,339
その他	12	855
営業外費用合計	31,812	38,666
経常利益	1,143,825	926,536
特別損失		
訴訟関連損失	105,384	-
店舗閉鎖損失	-	30,863
特別損失合計	105,384	30,863
税金等調整前当期純利益	1,038,440	895,673
法人税、住民税及び事業税	399,366	287,373
法人税等調整額	5,093	25,423
法人税等合計	394,272	312,796
当期純利益	644,168	582,877
親会社株主に帰属する当期純利益	644,168	582,877

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
当期純利益	644,168	582,877
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	15,542	15,781
その他の包括利益合計	1 15,542	1 15,781
包括利益	628,625	598,658
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	628,625	598,658
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,915,314	475,193	1,258,866	393,308	4,256,065
当期変動額					
剰余金の配当			429,205		429,205
親会社株主に帰属する 当期純利益			644,168		644,168
自己株式の取得				110	110
自己株式の処分		122,865		378,925	256,060
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	122,865	214,963	378,814	470,912
当期末残高	2,915,314	352,328	1,473,829	14,493	4,726,978

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	94,627	94,627	2,060	4,352,753
当期変動額				
剰余金の配当				429,205
親会社株主に帰属する 当期純利益				644,168
自己株式の取得				110
自己株式の処分				256,060
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15,542	15,542	2,740	12,802
当期変動額合計	15,542	15,542	2,740	458,110
当期末残高	79,085	79,085	4,800	4,810,863

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,915,314	352,328	1,473,829	14,493	4,726,978
当期変動額					
剰余金の配当			493,240		493,240
親会社株主に帰属する 当期純利益			582,877		582,877
自己株式の取得				349,493	349,493
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	89,636	349,493	259,856
当期末残高	2,915,314	352,328	1,563,466	363,987	4,467,122

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	79,085	79,085	4,800	4,810,863
当期変動額				
剰余金の配当				493,240
親会社株主に帰属する 当期純利益				582,877
自己株式の取得				349,493
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15,781	15,781	-	15,781
当期変動額合計	15,781	15,781	-	244,074
当期末残高	94,866	94,866	4,800	4,566,788

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,038,440	895,673
減価償却費	359,174	344,636
店舗閉鎖損失	-	30,863
繰延資産償却額	3,156	1,699
賞与引当金の増減額(は減少)	1,894	17,266
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	21,755	15,559
代理店手数料戻入引当金の増減額(は減少)	6,803	41,975
受取利息及び受取配当金	8,769	8,153
支払利息及び社債利息	17,586	9,219
未払消費税等の増減額(は減少)	10,217	20,283
売上債権の増減額(は増加)	1,605,869	631,753
その他	456,459	296,197
小計	2,586,062	1,545,528
利息及び配当金の受取額	8,769	8,153
利息の支払額	17,591	9,224
法人税等の支払額	421,264	416,255
訴訟関連損失の支払額	-	97,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,155,975	1,031,201
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	0	0
投資有価証券の取得による支出	66,533	1,925
有形固定資産の取得による支出	47,808	64,101
無形固定資産の取得による支出	303,683	296,272
貸付けによる支出	-	145
貸付金の回収による収入	490	284
保険積立金の取得による支出	24,326	24,326
差入保証金の組み入れによる支出	9,410	25,308
差入保証金の解約による収入	12,287	8,057
その他	11,388	28,639
投資活動によるキャッシュ・フロー	450,373	432,376

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	2,700,000	-
短期借入金の返済による支出	2,700,000	-
社債の償還による支出	200,000	200,000
自己株式の取得による支出	110	349,493
自己株式の処分による収入	254,000	-
配当金の支払額	429,206	492,417
その他	179,675	175,658
財務活動によるキャッシュ・フロー	554,992	1,217,569
現金及び現金同等物に係る換算差額	559	824
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,150,049	619,569
現金及び現金同等物の期首残高	514,457	1,664,506
現金及び現金同等物の期末残高	1,664,506	1,044,937

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社
連結子会社の名称
株式会社保険市場
Advance Create Reinsurance Incorporated
非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社はありません。
持分法適用の関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Advance Create Reinsurance Incorporatedの事業年度の末日は6月30日であり、連結決算日との差は3カ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
なお、他の連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

4. 会計処理方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産(リース資産を除く)

平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法、それ以外は定率法を採用しております。なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6年～18年

工具、器具及び備品 3年～15年

イ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、金額の僅少なものについては、その連結会計年度の費用として処理しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行期間にわたって定額償却を行っております。

(4) 重要な引当金の計上基準

ア 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

イ 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ウ 代理店手数料戻入引当金

保険契約の解約に伴い発生する代理店手数料の戻入に備えるため、翌連結会計年度以降の代理店手数料戻入見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元现金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年 9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年 9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年 9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年 6月17日)を当連結会計年度から適用し、平成28年 4月 1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「自己株式の取得による支出」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた 179,785千円は、「自己株式の取得による支出」 110千円、「その他」 179,675千円として組替えております。

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積りの変更)

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、移転・退店等の新たな情報の入手に伴い、支店の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に89,581千円加算しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

1. 従業員持株会支援信託ESOP

当社は、平成23年8月12日の取締役会において、当社グループ従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与と福利厚生の拡充を目的として、「従業員持株会支援信託ESOP」の導入を決議いたしました。

(1)取引の概要

当該信託は、信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得しました。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却しております。なお、平成28年8月をもって信託は終了しております。

(2)「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3)信託が保有する自社株式に関する事項

信託における帳簿価額は前連結会計年度51,000千円、当連結会計年度においては該当事項はありません。信託が保有する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上していません。

期末株式数は前連結会計年度58,200株、当連結会計年度においては該当事項はありません。期中平均株式数は、前連結会計年度69,952株、当連結会計年度41,125株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めていません。

2. 株式給付信託(J-ESOP)

当社は、平成27年11月11日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、当社従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」の導入を決議致しました。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

(1)取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社従業員に対して、当社株式を給付する仕組みです。

当社は、当社従業員に対してポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。当社従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は299,577千円、株式数は222,900株であります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 当社では、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
当座貸越極度額	2,400,000千円	2,400,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	2,400,000千円	2,400,000千円

2 保証債務

- ESOP信託の導入に伴い、従業員持株会支援信託における金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
従業員持株会支援信託口(株式会社アドバンスクリエイト)	18,150千円	- 千円

(連結損益計算書関係)

1 代理店手数料戻入引当金繰入額

売上高の控除項目として処理しており、金額は下記のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
代理店手数料戻入引当金繰入額	44,759千円	2,783千円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	30,248千円	19,987千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	30,248	19,987
税効果額	14,705	4,205
その他有価証券評価差額金	15,542	15,781
その他の包括利益合計	15,542	15,781

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,999,100	-	-	10,999,100
合計	10,999,100	-	-	10,999,100
自己株式				
普通株式 (注)1,2,3,4	518,975	82	500,000	19,057
合計	518,975	82	500,000	19,057

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加82株は、単元未満株式の買い取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少500,000株は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分を行ったことによるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数に、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式(当連結会計年度期首86,300株、当連結会計年度末58,200株)は含まれておりません。

4. 従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式の減少28,100株は、従業員持株会への売却によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	平成21年新株予約権(第6回)(注)1	普通株式	500,000	-	500,000	-	-
提出会社(親会社)	平成27年新株予約権(第7回)(注)2	普通株式	-	-	-	-	4,800
合計			500,000	-	500,000	-	4,800

(注)1.平成21年新株予約権(第6回)の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。
(注)2.平成27年新株予約権(第7回)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年11月11日取締役会(注)1	普通株式	209,602	20	平成26年9月30日	平成26年12月22日
平成27年5月12日取締役会(注)2	普通株式	219,602	20	平成27年3月31日	平成27年6月8日

(注)1.平成26年11月11日取締役会の決議による配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式に対する配当金1,726千円が含まれております。
2.平成27年5月12日取締役会の決議による配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式に対する配当金1,410千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月11日取締役会(注)1,2	普通株式	247,050	利益剰余金	22.50	平成27年9月30日	平成27年12月21日

(注)1.平成27年11月11日取締役会の決議による配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式に対する配当金1,309千円が含まれております。
2.1株当たり配当額には、記念配当2.50円が含まれております。

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	10,999,100	-	-	10,999,100
合計	10,999,100	-	-	10,999,100
自己株式				
普通株式（注）1, 2, 3, 4	19,057	261,275	-	280,332
合計	19,057	261,275	-	280,332

- （注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加261,275株は、「株式給付信託（J-ESOP）」の導入による増加222,900株、自己株式の取得による増加38,300株および単元未満株式の買い取りによる増加75株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数には従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式（当連結会計年度期首58,200株及び減少58,200株）は含まれておりません。
3. 従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式の減少58,200株は、従業員持株会への売却によるものであります。
4. 普通株式の自己株式の株式数には資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式（当連結会計年度末222,900株）が含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	平成27年新株予約権(第7回)	普通株式	-	-	-	-	4,800

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月11日取締役会(注)1.2	普通株式	247,050	22.50	平成27年9月30日	平成27年12月21日
平成28年5月11日取締役会(注)3	普通株式	246,189	22.50	平成28年3月31日	平成28年6月6日

- （注）1. 平成27年11月11日取締役会の決議による配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式に対する配当金1,309千円が含まれております。
2. 1株当たり配当額には、記念配当2.50円が含まれております。
3. 平成28年5月11日取締役会の決議による配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式に対する配当金1,014千円および株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式に対する配当金5,015千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年11月4日 取締役会 (注)1,2	普通株式	273,541	利益剰余金	25	平成28年9月30日	平成28年12月19日

(注)1.平成28年11月4日取締役会の決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式に対する配当金5,572千円が含まれております。

2.1株当たり配当額には、記念配当2.50円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1.現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金勘定	1,667,529千円	1,047,960千円
預入期間が3か月を超える定期預金	3,022	3,023
現金及び現金同等物	1,664,506	1,044,937

2.重要な非資金取引の内容

(1)新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	110,677千円	124,763千円

(2)新たに計上した資産除去債務の額

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
資産除去債務の額	-千円	107,031千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主に保険代理店事業における支店設備(建物附属設備及び工具器具備品)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 千円)

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
1年内	2,234	2,042
1年超	828	1,297
合計	3,063	3,340

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画及び設備投資計画等に基づき、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスクならびに管理体制

金融資産の主なものとして、現金及び預金、受取手形及び売掛金、未収入金、投資有価証券、差入保証金があります。

預金については主に普通預金および当座預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、信用度の高い銀行であります。

営業債権であります受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先毎に期日管理及び残高管理を行っております。

未収入金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先毎に期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスク及び投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握及び財政状態の検証を行っており、保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は、主に賃貸借契約に係る敷金・保証金として差入れており、債務者の信用リスクに晒されておりますが、賃貸契約満了時に一括して返還されるものであります。

金融負債の主なものとして、社債、リース債務、未払金があります。

社債及びリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務であります未払金は、全て1年以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(平成27年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,667,529	1,667,529	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,494,704	1,494,704	-
(3) 未収入金	545,843	545,843	-
(4) 投資有価証券	329,361	329,361	-
(5) 差入保証金	392,403	389,880	2,522
資産計	4,429,842	4,427,319	2,522
(1) 社債(一年内償還予定含む)	300,000	300,009	9
(2) リース債務(一年内返済予定含む)	462,684	468,483	5,798
(3) 未払金	503,919	503,919	-
負債計	1,266,604	1,272,412	5,808

当連結会計年度（平成28年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,047,960	1,047,960	-
(2) 受取手形及び売掛金	866,621	866,621	-
(3) 未収入金	1,130,985	1,130,985	-
(4) 投資有価証券	351,274	351,274	-
(5) 差入保証金	397,875	397,875	-
資産計	3,794,716	3,794,716	-
(1) 社債（一年内償還予定含む）	100,000	100,001	1
(2) リース債務（一年内返済予定含む）	412,282	417,355	5,073
(3) 未払金	507,046	507,046	-
負債計	1,019,328	1,024,403	5,075

（注）1．金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式及び投資信託は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価については、返還予定額を国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算出しております。なお、国債利率がマイナスの場合は、割引率を零として時価を算定しております。

負 債

(1) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(2) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、同様のリース契約を締結した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	前連結会計年度 （自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）	当連結会計年度 （自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）
投資事業組合出資金	0千円	0千円
差入保証金	190,313千円	202,091千円

（注）1．投資事業組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

2．差入保証金の一部については、返還時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難であると認められることから「(5) 差入保証金」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成27年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,667,529	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,494,704	-	-	-
未収入金	545,843	-	-	-
合計	3,708,078	-	-	-

当連結会計年度（平成28年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,047,960	-	-	-
受取手形及び売掛金	866,621	-	-	-
未収入金	1,130,985	-	-	-
合計	3,045,566	-	-	-

4. 社債及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成27年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	200,000	100,000	-	-	-	-
リース債務	158,855	149,828	84,296	31,263	13,370	25,071
合計	358,855	249,828	84,296	31,263	13,370	25,071

当連結会計年度（平成28年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	100,000	-	-	-	-	-
リース債務	164,993	100,320	49,964	32,258	23,166	41,578
合計	264,993	100,320	49,964	32,258	23,166	41,578

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成27年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	263,897	112,490	151,406
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	263,897	112,490	151,406
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	65,464	100,200	34,736
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	65,464	100,200	34,736
合計		329,361	212,690	116,670

(注) 投資事業組合出資金(連結貸借対照表計上額0千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成28年9月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	229,896	49,668	180,227
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	229,896	49,668	180,227
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	121,378	164,948	43,569
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	121,378	164,948	43,569
合計		351,274	214,616	136,657

（注）投資事業組合出資金（連結貸借対照表計上額0千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社グループは、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職金規定に基づく退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、当連結会計年度より、「株式給付信託(J -ESOP)」を導入しております。さらに当連結会計年度より確定拠出年金制度を導入しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
退職給付に係る負債の期首残高	191,113千円	212,868千円
退職給付費用	48,540	38,177
退職給付の支払額	26,785	25,579
退職時株式給付費用	-	2,961
退職給付に係る負債の期末残高	212,868	228,427

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
非積立型制度の退職給付債務	212,868千円	225,466千円
退職時株式給付引当金	-	2,961
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	212,868	228,427
退職給付に係る負債	212,868	228,427
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	212,868	228,427

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度48,540千円 当連結会計年度38,177千円

退職時株式給付費用 当連結会計年度2,961千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度8,343千円であります。

(ストックオプション等関係)

1. 自社株式オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金	4,800	-

2. 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 自社株式オプションの内容

	平成27年第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役員 7名
株式の種類別の自社株式オプションの数(注)	普通株式 400,000株
付与日	平成27年2月12日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載しております。
対象勤務期間	-
権利行使期間	自平成28年1月1日 至平成32年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年9月期)において存在した自社株式オプションを対象とし、自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

自社株式オプションの数

	平成27年第7回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	400,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	400,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	平成27年第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,209
行使時平均株価 (円)	1,209
付与日における公正な評価単価(円)	12

3. 自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	16,213千円	11,695千円
賞与引当金	43,519	35,291
投資有価証券	4,516	4,372
未払事業所税	2,738	2,674
減価償却費	48,707	56,370
退職給付に係る負債	68,736	69,948
代理店手数料戻入引当金	14,778	857
資産除去債務	25,298	55,465
その他	62,964	55,344
繰延税金資産小計	287,472	292,020
評価性引当金	120	114
繰延税金資産合計	287,352	291,906
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	37,585	41,791
資産除去債務に対応する資産	24,877	55,017
繰延税金負債合計	62,462	96,809
繰延税金資産の純額	224,889	195,096

(注) 前連結会計年度および当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
流動資産 - 繰延税金資産	84,640千円	61,449千円
固定資産 - 繰延税金資産	140,249	133,647

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
法定実効税率	35.6%	33.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4	1.7
住民税均等割等	1.6	1.4
ESOP信託分配金税務上損金算入	-	2.7
その他	0.7	1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9	34.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年10月1日に開始する連結会計年度及び平成29年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年10月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更による損益への影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社グループは、支店における不動産賃貸借契約に基づき、契約終了時における原状回復義務を負っております。なお、本社につきましては、原状回復義務の履行時期を合理的に見積ることが困難であることから、当該債務に見合う資産除去資産を計上しておりません。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年～10年と見積り、割引率は0.00%～0.70%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
期首残高	77,992千円	78,418千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	17,450
見積りの変更に伴う増加額(注)	-	89,581
時の経過による調整額	426	399
資産除去債務の履行による減少額	-	4,477
期末残高	78,418	181,371

(注) 当連結会計年度において、移転・退店等の新たな情報の入手に伴い、支店の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に89,581千円加算しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社及び連結子会社を構成単位とした単位により事業活動を展開しております。

従って当社グループは事業の種類に基づき「保険代理店事業」、「メディア事業」、「再保険事業」の3つを報告セグメントとしております。

当連結会計年度より、従来「広告代理店事業」というセグメント名称で表記していた同事業について、より事業内容に即した「メディア事業」という名称に変更しております。なお、当該セグメント名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

また、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後のセグメント名称で表示しております。

各報告セグメントの概要は以下のとおりであります。

保険代理店事業 生命保険、損害保険の代理店業及び付帯業務

メディア事業 Webプロモーションその他広告業務取扱い及び企画、制作並びにマーケティング等サービス活動

再保険事業 再保険業

2. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成26年10月1日至平成27年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注1)	連結財務諸 表計上額 (注2)
	保険代理店 事業	メディア事 業	再保険事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	6,376,218	342,110	555,940	7,274,270	7,274,270	-	7,274,270
セグメント間の内部売上高 又は振替高	253,258	11,624	-	264,882	264,882	264,882	-
計	6,629,477	353,734	555,940	7,539,152	7,539,152	264,882	7,274,270
セグメント利益	1,019,848	76,607	55,040	1,151,495	1,151,495	2,400	1,153,895
セグメント資産	6,360,528	364,628	700,241	7,425,399	7,425,399	64,221	7,361,177
セグメント負債	2,190,898	77,286	346,350	2,614,535	2,614,535	64,221	2,550,314
その他の項目							
減価償却費	359,174	-	-	359,174	359,174	-	359,174
のれんの償却額	26,739	-	-	26,739	26,739	-	26,739
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	452,429	-	-	452,429	452,429	-	452,429

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりです。

(1) セグメント利益の調整額2,400千円にはセグメント間取引消去2,400千円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額 64,221千円にはセグメント間取引消去 64,221千円が含まれております。

(3) セグメント負債の調整額 64,221千円にはセグメント間取引消去 64,221千円が含まれております。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				合計	調整額 (注1)	連結財務諸 表計上額 (注2)
	保険代理店 事業	メディア事 業	再保険事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	5,745,923	911,204	638,200	7,295,328	7,295,328	-	7,295,328
セグメント間の内部売上高 又は振替高	680,840	6,474	-	687,315	687,315	687,315	-
計	6,426,764	917,679	638,200	7,982,644	7,982,644	687,315	7,295,328
セグメント利益	630,248	222,716	99,367	952,332	952,332	2,400	954,732
セグメント資産	5,740,927	703,236	852,071	7,296,235	7,296,235	335,285	6,960,949
セグメント負債	2,019,135	271,767	438,543	2,729,446	2,729,446	335,285	2,394,161
その他の項目							
減価償却費	344,636	-	-	344,636	344,636	-	344,636
のれんの償却額	13,369	-	-	13,369	13,369	-	13,369
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	548,041	-	-	548,041	548,041	-	548,041

（注）1．調整額の内容は以下のとおりです。

（1）セグメント利益の調整額2,400千円にはセグメント間取引消去2,400千円が含まれております。

（2）セグメント資産の調整額 335,285千円にはセグメント間取引消去 335,285千円が含まれております。

（3）セグメント負債の調整額 335,285千円にはセグメント間取引消去 335,285千円が含まれております。

2．セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

「セグメント情報」の中で同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
メットライフ生命保険株式会社	4,021,574	保険代理店事業、メディア事業、再保険事業

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

「セグメント情報」の中で同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
メットライフ生命保険株式会社	2,740,428	保険代理店事業、メディア事業、再保険事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他	合計	全社・消去	合計
	保険代理店事業	メディア事業	再保険事業	計				
当期末残高	13,369	-	-	13,369	-	13,369	-	13,369

（注）のれんの償却額は、「セグメント情報」に記載しているため、注記を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

のれんの償却額は、「セグメント情報」に記載しているため、注記を省略しております。なお、のれんの未償却残高はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	濱田 佳治	-	-	当社代表取締役 役社長	被所有 直接 8.7%	-	新株予約権の 行使(注)2	203,200	-	-
役員	村上 浩一	-	-	当社取締役	被所有 直接 0.7%	-	新株予約権の 行使(注)2	25,400	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1.取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含んでおります。
- 2.平成21年11月13日取締役会の決議により発行した会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく第6回新株予約権の行使によるものであります。
- 3.取引金額欄は、当連結会計年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)		当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	
1株当たり純資産額	437.70 円	1株当たり純資産額	425.60 円
1株当たり当期純利益金額	59.04 円	1株当たり当期純利益金額	54.17 円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	58.82 円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	- 円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	644,168	582,877
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	644,168	582,877
期中平均株式数(株)	10,909,418	10,758,192
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	41,844	-
(うち新株予約権(株))	(41,844)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第7回新株予約権 新株予約権の数 4,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 400,000株	

(注) 2. 当連結会計年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 平成26年9月30日以前に契約を締結した従業員持株会支援信託ESOP

従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めておりません(前連結会計年度58,200株、当連結会計年度の残高はありません)。

また、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません(前連結会計年度69,952株、当連結会計年度41,125株)。

4. 平成26年10月1日以降に契約を締結した株式給付信託(J-ESOP)

株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度222,900株)。

また、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度192,449株)。

(重要な後発事象)

1. 従業員持株会支援信託 E S O Pの導入について

当社は、平成28年11月11日開催の取締役会において、中長期的な企業価値向上に対し、当社グループ従業員にインセンティブを付与することにより、労働意欲の向上を促すとともに、従業員持株会の活性化および安定的な財産形成の促進を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託 E S O P」(以下「E S O P 信託」といいます。)の導入を決議いたしました。

(1) E S O P 信託の概要

当社がアドバンスクリエイト従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、期間中に抛出した金額に応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2) E S O P 信託の内容

信託の種類	特定単独運用の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する当社従業員に対する福利厚生制度の拡充
委託者	当社
受託者	株式会社りそな銀行 (再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
受益者	当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
信託契約日	平成28年11月14日
信託の期間	平成28年11月14日~平成33年11月30日(予定)
議決権行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の総額	290百万円(見込み)
株式の取得方法	取引所市場より取得(立会外取引を含む)
株式の種類	当社普通株式
株式取得期間	平成28年11月16日~平成29年3月24日(予定) (ただし、平成28年12月26日~平成28年12月30日を除く)

(注) 当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間の満了前に信託収益を受益者に分配し、信託期間が満了する前に信託が終了します。

2. 募集新株予約権の発行について

平成28年11月11日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び執行役員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

・新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社取締役及び執行役員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、下記 3(6)に定めるとおり、一定の業績目標(3連結会計年度以内に連結経常利益15億円)を達成した場合にのみ、本新株予約権を行使できることとなっております。このように、本新株予約権は、当社の過去の業績推移に比して相当程度に高い利益目標の達成を盛り込んでおり、割当対象者の会社の業績に対する貢献意欲を向上させると期待できる内容となっております。さらに、連結経常利益が10億円を下回った場合には本新株予約権が行使できなくなる条件を設定することで、当社取締役及び執行役員に対して当社の業績向上をコミットさせることを企図しております。

・新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

4,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式400,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価の終値1,579円/株、株価変動性24.36%、配当利回り2.85%、無リスク利率 0.209%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行

使価額1,579円/株、満期までの期間5年、業績条件)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,579円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成30年1月1日から平成33年11月30日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成29年9月期から平成31年9月期までの3連結会計年度のうち、いずれかの期の経常利益が15億円を超過した場合に限り、当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日以降に行使することができる。ただし、当該条件を充たす前に、平成29年9月期から平成31年9月期のいずれかの期の経常利益が10億円を下回った場合、それ以降に当該条件を充たしたとしても、本新株予約権を行使することはできない。

なお、当該経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役ににて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成28年11月30日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成28年11月30日

9. 申込期日

平成28年11月14日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 3名 3,100個

当社執行役員 4名 900個

【連結附属明細表】

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第5回無担保普通社債	平成24年3月30日	120,000 (80,000)	40,000 (40,000)	0.70	なし	平成29年3月30日
第6回無担保普通社債	平成24年3月30日	90,000 (60,000)	30,000 (30,000)	0.65	なし	平成29年3月31日
第7回無担保普通社債	平成24年3月26日	90,000 (60,000)	30,000 (30,000)	0.79	なし	平成29年3月24日
合計	-	300,000 (200,000)	100,000 (100,000)	-	-	-

(注)1. ()内書は、1年以内の償還予定額であります。

(注)2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
100,000	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	158,855	164,993	1.77	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	303,829	247,288	1.65	平成30年~38年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	462,684	412,282	-	-

(注)1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(注)2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	100,320	49,964	32,258	23,166

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

1. 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,861,052	3,796,417	5,420,138	7,295,328
税金等調整前四半期 (当期) 純利益金額 (千円)	141,047	594,985	632,649	895,673
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益金額 (千円)	82,381	376,107	398,882	582,877
1 株当たり四半期 (当期) 純 利益金額 (円)	7.57	34.83	37.03	54.17

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	7.57	27.39	2.12	17.16

2. 訴訟事件等

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,113,527	395,196
売掛金	1,360,187	610,556
未収入金	473,270	1,094,001
前払費用	123,882	124,572
繰延税金資産	81,456	50,954
その他	102,475	24,299
流動資産合計	3,254,798	2,299,580
固定資産		
有形固定資産		
建物	346,013	450,890
減価償却累計額	211,114	231,838
建物(純額)	134,898	219,051
工具、器具及び備品	391,791	429,143
減価償却累計額	325,243	352,159
工具、器具及び備品(純額)	66,548	76,984
リース資産	733,008	831,416
減価償却累計額	361,857	483,794
リース資産(純額)	371,150	347,622
有形固定資産合計	572,597	643,658
無形固定資産		
のれん	13,369	-
ソフトウェア	201,472	676,649
ソフトウェア仮勘定	316,811	88,444
リース資産	52,962	28,210
その他	2,754	2,354
無形固定資産合計	587,370	795,659
投資その他の資産		
投資有価証券	329,361	351,274
関係会社株式	369,040	369,040
差入保証金	565,816	577,366
保険積立金	864,676	889,002
繰延税金資産	83,319	89,347
その他	100,584	94,734
投資その他の資産合計	2,312,798	2,370,765
固定資産合計	3,472,766	3,810,083
繰延資産		
社債発行費	2,003	303
繰延資産合計	2,003	303
資産合計	6,729,568	6,109,967

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	200,000	100,000
リース債務	158,855	164,993
未払金	298,876	404,563
未払費用	35,224	41,892
未払法人税等	203,738	23,179
未払消費税等	155,873	125,420
預り金	155,556	309,188
賞与引当金	131,806	114,539
代理店手数料戻入引当金	44,759	2,783
資産除去債務	4,469	-
その他	48,335	49,424
流動負債合計	1,437,494	1,335,985
固定負債		
社債	100,000	-
リース債務	303,829	247,288
退職給付引当金	212,868	228,427
資産除去債務	73,949	181,371
その他	62,757	26,062
固定負債合計	753,404	683,150
負債合計	2,190,898	2,019,135
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,915,314	2,915,314
資本剰余金		
資本準備金	16,005	16,005
その他資本剰余金	336,322	336,322
資本剰余金合計	352,328	352,328
利益剰余金		
利益準備金	224,445	273,769
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	977,190	813,740
利益剰余金合計	1,201,636	1,087,509
自己株式	14,493	363,987
株主資本合計	4,454,785	3,991,165
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	79,085	94,866
評価・換算差額等合計	79,085	94,866
新株予約権	4,800	4,800
純資産合計	4,538,670	4,090,831
負債純資産合計	6,729,568	6,109,967

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
営業収益	1,629,477	1,426,764
営業費用		
広告宣伝費	9,017	19,914
外注費	1,417,162	1,484,844
販売促進費	23,323	31,084
旅費及び交通費	202,750	191,626
消耗品費	44,965	53,511
水道光熱費	41,471	45,941
教育研修費	11,189	15,804
募集採用費	52,944	63,747
通信費	155,092	158,794
報酬給与	1,613,021	1,671,773
賞与引当金繰入額	131,806	114,539
退職給付費用	48,540	49,481
法定福利費	208,016	209,577
福利厚生費	60,415	84,558
支払手数料	537,792	542,226
地代家賃	494,100	517,310
租税公課	30,641	42,190
減価償却費	359,174	344,636
のれん償却額	26,739	13,369
その他	141,462	141,579
営業費用合計	5,609,628	5,796,515
営業利益	1,019,848	630,248
営業外収益		
受取利息	19	17
受取配当金	8,535	7,959
投資事業組合運用益	86	-
未払配当金除斥益	1,105	1,149
受取保証料	2,622	3,004
その他	4,228	3,562
営業外収益合計	16,598	15,694
営業外費用		
支払利息	18,294	8,026
社債利息	3,198	1,774
社債発行費償却	3,156	1,699
支払保証料	1,774	986
支払手数料	6,207	22,339
その他	12	30
営業外費用合計	32,644	34,857
経常利益	1,003,801	611,084
特別損失		
訴訟関連損失	105,384	-
店舗閉鎖損失	-	30,863
特別損失合計	105,384	30,863
税引前当期純利益	898,416	580,221
法人税、住民税及び事業税	359,147	180,840
法人税等調整額	8,402	20,267
法人税等合計	367,550	201,108
当期純利益	530,866	379,113

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,915,314	16,005	459,187	475,193	181,524	918,450	1,099,974	393,308	4,097,173
当期変動額									
利益準備金の積立					42,920	42,920	-		-
剰余金の配当						429,205	429,205		429,205
当期純利益						530,866	530,866		530,866
自己株式の取得								110	110
自己株式の処分			122,865	122,865				378,925	256,060
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	122,865	122,865	42,920	58,740	101,661	378,814	357,611
当期末残高	2,915,314	16,005	336,322	352,328	224,445	977,190	1,201,636	14,493	4,454,785

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	94,627	94,627	2,060	4,193,861
当期変動額				
利益準備金の積立				-
剰余金の配当				429,205
当期純利益				530,866
自己株式の取得				110
自己株式の処分				256,060
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15,542	15,542	2,740	12,802
当期変動額合計	15,542	15,542	2,740	344,808
当期末残高	79,085	79,085	4,800	4,538,670

当事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,915,314	16,005	336,322	352,328	224,445	977,190	1,201,636	14,493	4,454,785
当期変動額									
利益準備金の積立					49,324	49,324	-		-
剰余金の配当						493,240	493,240		493,240
当期純利益						379,113	379,113		379,113
自己株式の取得								349,493	349,493
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	49,324	163,450	114,126	349,493	463,619
当期末残高	2,915,314	16,005	336,322	352,328	273,769	813,740	1,087,509	363,987	3,991,165

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	79,085	79,085	4,800	4,538,670
当期変動額				
利益準備金の積立				-
剰余金の配当				493,240
当期純利益				379,113
自己株式の取得				349,493
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15,781	15,781	-	15,781
当期変動額合計	15,781	15,781	-	447,838
当期末残高	94,866	94,866	4,800	4,090,831

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法、それ以外は定率法を採用しております。なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～18年

工具、器具及び備品 3年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

のれんについては10年間で償却を行っております。

なお、金額の僅少なものについては、その事業年度の費用として処理しております。

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行期間にわたって定額償却を行っております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 代理店手数料戻入引当金

保険契約の解約に伴い発生する代理店手数料の戻入に備えるため、翌事業年度以降の代理店手数料戻入見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「長期前払費用」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「長期前払費用」40,734千円、「その他」59,850千円は、「投資その他の資産」の「その他」100,584千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積りの変更)

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、移転・退店等の新たな情報の入手に伴い、支店の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に89,581千円加算しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 当社では、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
当座貸越極度額	2,400,000千円	2,400,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	2,400,000千円	2,400,000千円

2 保証債務

ESOP信託の導入に伴い従業員持株会支援信託における金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
従業員持株会支援信託口(株式会社アドバンスクリエイト)	18,150千円	- 千円

この他に子会社の信用状開設に伴う保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
Advance Create Reinsurance Incorporated	552,000千円(極度額)	657,300千円(極度額)

(損益計算書関係)

1 代理店手数料戻入引当金繰入額

営業収益の控除項目として処理しており、金額は下記のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
代理店手数料戻入引当金繰入額	44,759千円	2,783千円

2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
関係会社からの受取保証料	2,622千円	3,004千円
関係会社からの雑収入	2,400	2,400

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)1,2,3,4	518,975	82	500,000	19,057
合計	518,975	82	500,000	19,057

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加82株は、単元未満株式の買い取りによるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少500,000株は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分を行ったことによるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数に、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式(当事業年度期首86,300株、当事業年度末58,200株)は含まれておりません。
4. 従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式の減少28,100株は、従業員持株会への売却によるものであります。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)1,2,3,4	19,057	261,275	-	280,332
合計	19,057	261,275	-	280,332

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加261,275株は、「株式給付信託(J-ESOP)」の導入による増加222,900株、自己株式の取得による増加38,300株および単元未満株式の買い取りによる増加75株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数には従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式(当事業年度期首58,200株及び減少58,200株)は含まれておりません。
3. 従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式の減少58,200株は、従業員持株会への売却によるものであります。
4. 普通株式の自己株式の株式数には資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式(当事業年度末222,900株)が含まれております。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主に保険代理店事業における支店設備(建物附属設備及び工具器具備品)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
1年内	2,234	2,042
1年超	828	1,297
合計	3,063	3,340

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式369,040千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式369,040千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	15,310千円	5,337千円
賞与引当金	43,519	35,291
投資有価証券	4,516	4,372
未払事業所税	2,738	2,674
減価償却費	48,707	56,370
代理店手数料戻入引当金	14,778	857
退職給付引当金	68,736	69,948
資産除去債務	25,298	55,465
その他	3,754	6,907
繰延税金資産小計	227,359	237,225
評価性引当金	120	114
繰延税金資産合計	227,238	237,111
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	37,585	41,791
資産除去債務に対応する資産	24,877	55,017
繰延税金負債合計	62,462	96,809
繰延税金資産の純額	164,775	140,301

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
法定実効税率	35.6%	33.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	2.6
住民税均等割等	1.8	2.1
ESOP信託分配金税務上損金算入	-	4.2
その他	1.9	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.9	34.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年10月1日に開始する事業年度及び平成29年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更による損益への影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社は、支店における不動産賃貸借契約に基づき、契約終了時における原状回復義務を負っておりま
す。なお、本社につきましては、原状回復義務の履行時期を合理的に見積ることが困難であることから、
当該債務に見合う資産除去資産を計上しておりません。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年～10年と見積り、割引率は0.00%～0.70%を使用して資産除去債務の金額
を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
期首残高	77,992千円	78,418千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	17,450
見積りの変更に伴う増加額(注)	-	89,581
時の経過による調整額	426	399
資産除去債務の履行による減少額	-	4,477
期末残高	78,418	181,371

(注) 当事業年度において、移転・退店等の新たな情報の入手に伴い、支店の退去時に必要とされる原
状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去
債務残高に89,581千円加算しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)		当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	
1株当たり純資産額	412.91 円	1株当たり純資産額	381.20 円
1株当たり当期純利益金額	48.66 円	1株当たり当期純利益金額	35.23 円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	48.47 円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	- 円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	530,866	379,113
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	530,866	379,113
期中平均株式数(株)	10,909,418	10,758,192
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	41,844	-
(うち新株予約権)	(41,844)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第7回新株予約権 新株予約権の数 4,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 400,000株	

(注) 2. 当事業年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 平成26年9月30日以前に契約を締結した従業員持株会支援信託ESOP

従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めておりません(前事業年度58,200株、当事業年度の残高はありません)。また、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません(前事業年度69,952株、当事業年度41,125株)。

4. 平成26年10月1日以降に契約を締結した株式給付信託(J-ESOP)

株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度222,900株)。また、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度192,449株)。

(重要な後発事象)

1. 従業員持株会支援信託 E S O Pの導入について

当社は、平成28年11月11日開催の取締役会において、中長期的な企業価値向上に対し、当社グループ従業員にインセンティブを付与することにより、労働意欲の向上を促すとともに、従業員持株会の活性化および安定的な財産形成の促進を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託 E S O P」(以下「E S O P 信託」といいます。)の導入を決議いたしました。

(1) E S O P 信託の概要

当社がアドバンスクリエイト従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、期間中に抛出した金額に応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2) E S O P 信託の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する当社従業員に対する福利厚生制度の拡充
委託者	当社
受託者	株式会社りそな銀行 (再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
受益者	当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
信託契約日	平成28年11月14日
信託の期間	平成28年11月14日~平成33年11月30日(予定)
議決権行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の総額	290百万円(見込み)
株式の取得方法	取引所市場より取得(立会外取引を含む)
株式の種類	当社普通株式
株式取得期間	平成28年11月16日~平成29年3月24日(予定) (ただし、平成28年12月26日~平成28年12月30日を除く)

(注) 当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間の満了前に信託収益を受益者に分配し、信託期間が満了する前に信託が終了します。

2. 募集新株予約権の発行について

平成28年11月11日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び執行役員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

・新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社取締役及び執行役員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、下記 3(6)に定めるとおり、一定の業績目標(3事業年度以内に連結経常利益15億円)を達成した場合にのみ、本新株予約権を行使できることとなっております。このように、本新株予約権は、当社の過去の業績推移に比して相当程度に高い利益目標の達成を盛り込んでおり、割当対象者の会社の業績に対する貢献意欲を向上させると期待できる内容となっております。さらに、連結経常利益が10億円を下回った場合には本新株予約権が行使できなくなる条件を設定することで、当社取締役及び執行役員に対して当社の業績向上をコミットさせることを企図しております。

・新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

4,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式400,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価の終値1,579円/株、株価変動性24.36%、配当利回り2.85%、無リスク利率 0.209%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行

使価額1,579円/株、満期までの期間5年、業績条件)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,579円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成30年1月1日から平成33年11月30日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成29年9月期から平成31年9月期までの3事業年度のうち、いずれかの期の経常利益が15億円を超過した場合に限り、当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日以降に行使することができる。ただし、当該条件を充たす前に、平成29年9月期から平成31年9月期のいずれかの期の経常利益が10億円を下回った場合、それ以降に当該条件を充たしたとしても、本新株予約権を行使することはできない。

なお、当該経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役ににて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成28年11月30日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成28年11月30日

9. 申込期日

平成28年11月14日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 3名 3,100個

当社執行役員 4名 900個

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他 有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		ライフネット生命保険株式会社	167,000	58,283
		株式会社クイック	147,195	156,174
		三京化成株式会社	215,000	48,375
		株式会社学情	66,000	73,722
		株式会社CDG	10,800	14,720
計			605,995	351,274

【その他】

投資有価証券	その他 有価証券	種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (千円)
		(投資事業有限責任組合出資金) GC1号LP投資事業組合	2	0
計			2	0

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	346,013	133,783	28,906	450,890	231,838	39,787	219,051
工具、器具及び備品	391,791	41,853	4,501	429,143	352,159	31,391	76,984
リース資産	733,008	114,859	16,451	831,416	483,794	130,139	347,622
有形固定資産計	1,470,813	290,496	49,859	1,711,450	1,067,792	201,318	643,658
無形固定資産							
のれん	267,397	-	-	267,397	267,397	13,369	-
ソフトウェア	817,744	592,943	-	1,410,688	734,038	117,766	676,649
ソフトウェア仮勘定	316,811	348,172	576,539	88,444	-	-	88,444
リース資産	264,806	-	-	264,806	236,595	24,751	28,210
その他	6,830	-	-	6,830	4,476	400	2,354
無形固定資産計	1,673,590	941,116	576,539	2,038,167	1,242,508	156,288	795,659
長期前払費用	40,734	11,780	17,636	34,878	-	-	34,878
繰延資産							
社債発行費	20,031	-	-	20,031	19,728	1,699	303
繰延資産計	20,031	-	-	20,031	19,728	1,699	303

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	支店設備等	13,660千円
	資産除去債務の見積りの変更に伴う資産除去資産の増加	89,581千円
工具、器具及び備品	IT関連機器等	35,058千円
リース資産(有形固定資産)	支店設備等	71,364千円
	IT関連機器等	43,494千円
ソフトウェア	IT関連機器等	7,342千円
	保険市場サイト等	451,761千円
	保険業法改正対応プログラム	127,436千円
ソフトウェア仮勘定	保険市場サイト等	206,964千円
	保険業法改正対応プログラム	49,857千円
	人工知能分析開発	82,275千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	支店退店・移転のため除却	28,906千円
リース資産(有形固定資産)	支店退店・移転のため除却	16,451千円
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへ振替	576,539千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	131,806	114,539	131,806	-	114,539
代理店手数料戻入引当金	44,759	2,783	-	44,759	2,783

(注) 1. 代理店手数料戻入引当金の「当期減少額(その他)」は洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	825
預金の種類	
当座預金	261,387
普通預金	121,876
定期預金	9,851
別段預金	1,255
小計	394,370
合計	395,196

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
アメリカンファミリー生命保険会社	120,309
ネオファースト生命保険株式会社	76,320
株式会社保険市場	56,565
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	53,157
アクサダイレクト生命保険株式会社	32,490
その他	271,713
合計	610,556

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
1,360,187	6,892,270	7,641,901	610,556	92.6	52.3

八．未収入金

相手先	金額(千円)
チェルシーキャピタルコーポレーション東京支店	1,078,689
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	10,000
その他	5,311
合計	1,094,001

固定資産

イ．関係会社株式

区分	金額(千円)
Advance Create Reinsurance Incorporated	219,040
株式会社保険市場	150,000
合計	369,040

ロ．差入保証金

相手先	金額(千円)
NREG東芝不動産株式会社	215,860
大阪ダイヤモンド地下街株式会社	148,962
三菱地所プロパティマネジメント株式会社	111,405
阪急電鉄株式会社	26,440
その他	74,698
合計	577,366

ハ．保険積立金

相手先	金額(千円)
大同生命保険株式会社 終身保険	447,005
アクサ生命保険株式会社 変額終身保険	229,351
三井住友海上あいおい生命保険株式会社 終身保険	212,646
合計	889,002

負債

イ．リース債務

相手先	金額(千円)
三菱UFJリース株式会社	206,662
NECキャピタルソリューション株式会社	74,254
三井住友ファイナンス&リース株式会社	67,569
東京センチュリーリース株式会社	63,795
合計	412,282

東京センチュリーリース株式会社は平成28年10月1日より東京センチュリー株式会社に社名変更致しました。

ロ．未払金

相手先	金額(千円)
株式会社保険市場	142,965
株式会社サイバーエージェント	88,534
株式会社電通	19,471
株式会社セプテーニ	14,134
その他	139,457
合計	404,563

ハ．預り金

相手先	金額(千円)
チェルシーキャピタルコーポレーション東京支店	287,284
その他	21,903
合計	309,188

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日(注)	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告が出来ない場合は、日本経済新聞に記載して行う。 公告掲載URL https://www.advancecreate.co.jp/ir/public_notice
株主に対する特典	9月30日現在の所有株式数100株以上の株主の皆様に対して次の優待制度を採用いたしております。 カタログギフト「フリージア」 当社顧客向けの生活支援プログラムをご提供する会員組織「保険市場Club Off」のサービスメニューを1年間ご利用いただけるID及びパスワードの贈呈。 * 法人株主に対しては、代表者1名を対象 * サービスメニューの概略 ・ 国内・海外の提携施設の優待価格での利用、国内・海外旅行の優待価格での利用 ・ ライフ・サポートサービス(引越し、レンタカー等の優待利用、各種法律・税務相談等)の利用等

(注) 上記に記載した基準日のほか、別途基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨定款に定めています。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度(第20期)(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年12月21日近畿財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成27年12月21日近畿財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書
(第21期第1四半期)(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月10日近畿財務局長に提出。
(第21期第2四半期)(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年5月11日近畿財務局長に提出。
(第21期第3四半期)(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月10日近畿財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
平成27年12月21日近畿財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。
平成28年11月11日近畿財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。
- (5) 自己株券買付状況報告書
報告期間 (自 平成27年12月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年1月8日近畿財務局長に提出。
報告期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年1月31日) 平成28年2月9日近畿財務局長に提出。
報告期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年2月29日) 平成28年3月10日近畿財務局長に提出。
報告期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年4月11日近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年12月19日

株式会社アドバンスクリエイト

取締役会 御中

桜橋監査法人

指定社員 公認会計士 川崎 健一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 富田 鉄平 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンスクリエイトの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンスクリエイト及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アドバンスクリエイトの平成28年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アドバンスクリエイトが平成28年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年12月19日

株式会社アドバンスクリエイト

取締役会 御中

桜橋監査法人

指定社員 公認会計士 川崎 健一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 富田 鉄平 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンスクリエイトの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンスクリエイトの平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。